

令和 7 年 2 月 21 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 4 号



令和 7 年 2 月  
第438回長野県議会(定例会)会議録 (第4号)

令和7年2月21日(金曜日)

出席議員 (56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 幹 夫
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 川 博 司
12 番	小 林 君 男	38 番	両 角 友 成
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 水 純 子
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 久 長
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 茂
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 孝 人
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 明 善
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 喜 昭
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 東 一 郎
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百 瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風 間 辰 一	56 番	萩 原 清
55 番	佐々木 祥 二	57 番	服 部 宏 昭

説明のため出席した者

知 事	阿 部 守 一	農 政 部 長	小 林 茂 樹
副 知 事	関 昇 一 郎	林 務 部 長	須 藤 俊 一
危機管理監兼危 機管理部長	前 沢 直 隆	建 設 部 長	新 田 恭 士
企画振興部長	中 村 徹	建設部リニア整 備推進局長	室 賀 荘 一 郎
企画振興部交通 政策局長	小 林 真 人	会計管理者兼会 計局長	尾 島 信 久
総 務 部 長	渡 辺 高 秀	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉 沢 正
県民文化部長	直 江 崇	財 政 課 長	新 納 範 久
県民文化部こども 若者局長	高 橋 寿 明	教 育 長	武 田 育 夫
健康福祉部長	笹 渕 美 香	教 育 次 長	米 沢 一 馬
環 境 部 長	諏 訪 孝 治	教 育 次 長	曾根原 好 彦
産業労働部長	田 中 達 也	警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
産業労働部営業 局長	合 津 俊 雄	警 務 部 長	長 瀬 悠
観光スポーツ部長	加 藤 浩	監 査 委 員	増 田 隆 志

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	宮 原 涉	議事課担当係長	萩 原 晴 香
議 事 課 長	矢 島 武	議 事 課 主 査	山 田 淳 貴
議事課企画幹兼 課長補佐	山 本 千 鶴 子	総 務 課 主 査	池 田 光
		総 務 課 主 任	東 方 啓 太

令和7年2月21日（金曜日）議事日程

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

---

本日の会議に付した事件等

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（山岸喜昭君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（山岸喜昭君）次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、加藤康治議員。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）おはようございます。公明党長野県議団、加藤康治です。今回は二つの項目について質問させていただきます。

初めに、防災・減災への対応について伺います。

先月、埼玉県八潮市で道路陥没事故が発生し、事故に遭遇してしまった運転手の方の安否がいまだ分からない状況です。一日も早い人命救助と応急復旧を切に願うところです。

今回の道路陥没の原因は、地下に敷設されている下水道管が腐食により破損し、その上にあった土砂が下水道管に流入し、穴が空いた可能性が指摘されています。今回の事故を受け、全国各地で下水道管の緊急点検が行われています。今回の事故はどこでも起こり得る可能性があります。本県でもしっかり対応しなければなりません。県が管理する流域下水道では、道路上からの確認や下水道管にテレビカメラを入れて緊急点検を速やかに行っていますが、市町村が管理する下水道の対応状況や今後の方向性について伺います。

また、今回破損した下水道管は、耐用年数の50年には至っていなかったことを踏まえると、更新計画の前倒しも必要ではないかと考えますが、いかがか。伺います。

上下水道事業を担う市町村では、少ない人数で管理を行っている状況があることを踏まえ、人材支援や技術支援の観点から共同で調査を行う考えもありますが、いかがか。以上を環境部長に伺います。

今回の道路陥没事故を踏まえ、県が管理する道路の路面下の空洞調査を積極的に行うことが重要です。県では、現在緊急輸送道路の路面下空洞調査を行っていますが、調査の状況や調査結果を受けての対応状況、1回だけではなく継続的に実施することの必要性について伺います。また、調査対象を緊急輸送道路以外に拡大し、例えば、下水道管が通っている県管理道路などでも行うことが必要と考えますが、建設部長に御所見を伺います。

現在、国では、災害関係の法律に福祉の視点を盛り込むことが検討されています。県の来年度当初予算案には被災者一人一人の被災状況、生活状況の課題解決に向け、継続的に支援を行う災害ケースマネジメントを進めるための事業が盛り込まれており、大変評価するところですが、災害に福祉の視点を盛り込むことの重要性について危機管理部長に御所見を伺います。

また、災害時に福祉が機能するためには、平時の福祉機能の強化が不可欠ですが、実際の現場では人材確保に苦勞している現状がある中、このままでは十分に機能が発揮されないことが懸念されます。平時の福祉の現場に災害の視点を導入する観点からも、災害を想定した体制強化を図るべきと思われるが、健康福祉部長に御所見を伺います。

令和元年に長野県と同様に大きな被害を受けた地域の一つが千葉県です。公明党千葉県本部では、能登半島地震を教訓に、自然災害発生時の初動対応体制をさらに強化することを目的とした災害対策実態調査を実施しました。そこで浮き彫りになったことの一つが、災害時応援協定です。様々な団体と協定が結ばれている中で、協定を結んだ後、定期的な協議を行っていないことにより内容が詰め切れておらず、実際に災害が起きたときに機能しない課題があることが分かりました。

そこで、本県における災害時応援協定締結先との定期的な協議の実施状況について伺うとともに、県内市町村に対し災害時応援協定の内容や運用面などを点検するよう呼びかけてはいかがか。危機管理部長に伺います。

県では、多くの住民が避難所に一定期間避難せざるを得ない場合の備えとして、避難所における良好な環境の確保が必要であるとの考え方から、TKB、トイレ、キッチン、食事、ベッドの整備を積極的に行っております。また、昨年9月に策定した地震防災対策強化アクションプランの基本目標として、耐震化の促進、避難所環境の改善等により地震災害死ゼロに挑戦を掲げ、取組を進めています。能登半島地震では、災害関連死の人数が地震による直接死の人数を上回る状況となっており、災害関連死をゼロにしていくことも大変重要です。そのようなことを踏まえたとき、現在行っている避難所TKBに加え、さらにW、これはウオーム、暖房の

略ですけれども、Wの整備が必要ではないかと考えます。

暖房への対応策の一つとして、空調の整備があります。特に、災害時に避難所となり得る学校体育館の空調整備を加速していく必要があります。しかしながら、学校体育館の空調整備の設置状況については、昨年9月現在で、小中学校の体育館では、全国平均18.9%に対して長野県は4.6%と低い水準であり、また、特別支援学校については、全国平均40.8%に対し長野県は9.1%です。整備が進まない要因として、必要な工事や維持費を捻出できないケースや、学校の長期休みに工事が集中し、施工業者の確保が難しいといった課題が挙げられます。

学校施設の避難所機能を強化し、災害に対する強さの向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調設備を加速するため、昨年の国の補正予算で臨時特例交付金が新設されました。

この交付金は、公明党の提案により様々な配慮がなされています。具体的には、一つ目として、補助率が通常より手厚い2分の1での整備が可能であること。二つ目として、補助単価が従来の空調単価の約1.5倍に設定されていること。三つ目として、断熱性能の確保について、空調の設置とは異なる年度での実施や、建物の実情に応じた工法による断熱性の確保など柔軟な整備が可能であること。四つ目として、地方負担額の100%に地方債の充当が可能で、後年度の元利償還金についても50%の地方交付税措置がなされることから、実質的な地方負担は25%となるため、初期投資費用が抑えられ、後年度の負担も平準化されること。そして、五つ目として、来年度から体育館の空調設備の光熱費について新たに普通交付税措置が講じられることとなっており、かなり有利な条件で体育館の空調整備を行えることとなりました。このようなことから、積極的に空調整備を行うべきと考えます。

そこで、寒冷地を抱える本県の状況を踏まえ、今後、避難所TKBにWの観点を加えて整備していくことが重要と考えますが、危機管理部長に御所見を伺います。

災害時に福祉避難所となる県の特別支援学校体育館への空調整備を促進すべきと考えますが、取組の現状と今後の方向性について伺います。

災害時に避難所となり得る小中学校の体育館の空調整備も加速すべきです。先ほど御紹介したように、今回新設された交付金が財政的にも有利であることを市町村に周知し、空調整備を加速すべきと考えますが、市町村教育委員会への周知の状況について、以上を教育長に伺います。

次に、物価高への対応について伺います。

長引く円安の影響もあり、様々な物の値段が上がり続けています。今、国を挙げて物価高を上回る賃上げの実現に向け取り組んでおり、大企業では進んできておりますが、これをいかに中小企業まで広げていくかが課題となっています。

物価高を上回る賃上げを実現するには、適正な価格転嫁が欠かせません。しかしながら、価格交渉しても無理なのではないか、また、交渉することにより取引がなくなってしまうかもしれないとの不安から、最初から価格交渉をすることを諦めている中小企業も見受けられ、そのような企業への支援を丁寧に行っていく必要があります。

公明党県議団では、先月、埼玉県庁へ伺い、埼玉県で行っている価格転嫁の円滑化を支援する取組について調査させていただきました。埼玉県の取組は、令和5年に一般社団法人プラチナ構想ネットワークが行っているプラチナ大賞で優秀賞を受賞しており、先駆的な取組を行っています。

今回の調査を踏まえ、何点かお伺いいたします。

まずは、価格転嫁の現状の把握が重要です。県内で価格転嫁ができている企業の割合や、価格転嫁に向けての課題認識について伺います。

また、現場の声をお聞きすると、業種ごとに価格転嫁の課題が違うように感じます。きめ細かい対策を実施するため、業種ごとに課題を把握するニーズ調査をすべきと考えますが、いかがか。伺います。

価格転嫁支援として、長野県よろず支援拠点をはじめ、国や県などで様々な取組を行っていますが、中小企業の経営者や個人事業者の中には、日々の仕事を行うことで精いっぱい、自ら支援情報を探しに行く余裕もない方もおり、情報が現場まで行き渡っていないのではないかと感じます。

そこで、埼玉県で行っている価格転嫁サポーターのように、金融機関と連携し直接企業に支援情報などをお届けする取組や、商工会議所や商工会などと連携し、地域ごとにきめ細かくサポートする取組を実施すべきと考えますが、いかがか。伺います。

ほかの企業で行った価格転嫁の成功事例を横展開で広げていくことも重要です。埼玉県では、価格転嫁の成功につながった取組を成功事例集としてまとめ、昨年11月に県ホームページに公開しました。様々な業種の交渉成功に至るコツを掲載しており、価格交渉する際の参考として活用できる実践的な内容となっています。本県においても、長野県版の業種別の成功事例集のようなものを作成し、広く周知すべきと考えますが、いかがか。以上を産業労働部長に伺います。

本県の物価高対策として早急に取り組まなければならない課題の一つが、ガソリン価格への対応です。長野県内のガソリン価格は、全国と比較し、一、二を争う高さになっています。1円でも安いガソリンを求め、県境をまたいで他県までガソリンを入れに行く方もいます。多くの県民の方から、なぜ長野県はガソリン価格が高いのか、価格が安い隣の新潟県から輸送することはできないのか、生活に欠かせないガソリンの価格が市場の動向に左右されることがよい

のかという御意見など、ともかくガソリン価格を何とかしてもらいたいという切実な声をお聞きしており、このような状況を一日も早く改善していかなければなりません。

一方で、ガソリンスタンドの経営合理化や中山間地域にあるガソリンスタンドの維持継続への支援も考える必要があります。

石油情報センターが公表している給油所ガソリン価格調査について、全国平均と長野県の価格が比較できる2004年から私も確認してみました。多少の波はありますけれども、レギュラーガソリンについて長野県と全国平均を比較すると、2019年に入ったところから恒常的に1リットル当たり5円以上高くなり、さらに、2023年頃から10円以上高くなっています。その時期にガソリン価格が高くなった要因分析も含め、今後県内のガソリン価格が下がる余地があるのか、様々な状況を分析し、その結果や今後の方向性を県民に丁寧に説明していく必要があります。

県では、令和5年11月に「長野県のガソリン価格の状況及び対応について」を発表し、ガソリンスタンドの経営合理化を促進するための事業者向けセミナーの開催や効率的な灯油配送体制の整備に向けた取組支援、市町村サポートチームによるガソリンスタンド過疎地対策を実施するとしていましたが、これまでの取組状況と効果について産業労働部長に伺います。

県では、今後、商工団体等の関係者と共にガソリン価格抑制などに向けた支援策の検討会を設置し、効果的な対策を検討することとしていますが、スピード感を持って取り組むことが重要です。いつまでに具体的な方向性を決定し、実行していくのか、知事に伺います。

〔環境部長諏訪孝治君登壇〕

○環境部長（諏訪孝治君）八潮市での道路陥没事故に関連した御質問を2点いただきました。

まず、市町村下水道の対応状況と今後の方向性についてでございます。

今回の事故が発生した翌日に、国土交通省から維持修繕基準に基づく適切な維持管理の徹底等について通知があり、これを受けて、直ちに市町村に対して維持管理の徹底を要請したところであります。長野市、松本市、上田市等比較的規模の大きい管渠や腐食するおそれのある管渠を管理する一部の市町村等では緊急点検が実施されており、これまでのところ対策が必要な箇所は報告されておられません。

今後の方向性でございますが、今回の事故を受けて、国土交通省では、通常点検の実施状況に関する調査を進めていることから、この調査を機会に、県としても適正な点検の実施を改めて市町村に求めるとともに、点検方法の研修を実施してまいります。

更新計画の前倒しにつきましては、国土交通省において専門家委員会を設置し、今回の事故の原因と思われる管渠が供用開始後50年経過していない点も踏まえて再発防止策を検討する予定と聞いていることから、委員会での議論を注視し、方針が示された際には速やかに対応できるよう備えてまいります。

次に、上下水道施設の共同調査についてでございます。

県内には小規模な市町村が多く、上下水道施設の点検調査等を行う専門人材の確保や技術の継承が課題となっております。点検や調査の共同実施は、これらの課題を解決するための有効な手段であり、長野県下水道公社では、下水道施設の維持管理を複数の市町村から広域的に受託し、市町村の技術力を補完する役割を担っております。近年は、県企業局や複数の市町村が人工衛星を利用した水道管路の漏水調査を共同で実施しておりますが、漏水箇所の効率的な把握など一定の成果が得られた事例もございます。

また、県では、市町村と連携して、各圏域における事業の統合や事務の共同化など上下水道の広域連携に係る検討を進めているところであり、今回の事故を契機に、施設の点検調査に係るノウハウの共有や共同実施についても検討してまいりたいと考えております。

その他、市町村職員の技術力向上に向けては、県では最新技術の紹介等を行う研修会を開催しているほか、下水道公社や企業局において実技研修や技術講習の実施、相談窓口の設置など市町村支援のための取組を行っております。県としては、引き続き市町村への技術支援に努めるとともに、市町村と連携した広域連携の取組を進め、上下水道施設の適正な維持管理を図ってまいります。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）私には県管理道路の路面下空洞調査に関するお尋ねをいただきました。

路面下の空洞により道路が陥没すると人命に関わる重大な事故につながる危険性が高いため、県では、令和5年度から5年間で、路面下に占用物件が多く万が一陥没が発生した際に影響の大きい県内の人口集中地区内の、D I Dと言いますが、緊急輸送道路約130キロメートルについて、地中の状態を確認できるレーダーを搭載した専用車両による調査を実施しているところでございます。

これまでの調査で、佐久・上田建設事務所管内の約23キロメートルにおいて、対策が必要な33か所を発見し、緊急度の高いところから順次対策を進めております。本年度末までに全ての補修を完了する見込みです。

また、路面下に空洞ができる原因としては、ライフラインの老朽化によるほか、地下水や振動の影響など多種多様であります。専用車両を用いた調査を継続することは重要と認識しておりますが、まずは令和7年度から、調査箇所を前倒しし、人口集中地区内の緊急輸送道路の調査について早期完了を図ってまいります。

一方で、御提案の下水道管が埋設されている路線への調査拡大につきましては、レーダーによる調査可能深度は2メートルであるため、それより深い箇所にある空洞を発見することは困

難であります。下水道管理者においても引き続き適切な調査を実施していただく必要があると考えておりますが、道路管理者といたしましても、道路の重要性や過去の陥没の発生状況などを踏まえ、占用事業者の皆さんと連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君） 順次お答え申し上げます。

まず、災害に福祉の観点を盛り込むことの重要性でございます。

国の中央防災会議の報告書によりますと、能登半島地震の現場では、地域の福祉サービスが停止し家族の負担が増えた、在宅・車中泊避難者等に対する相談対応が不足していたなどという理由で、被災者の認知症や生活機能低下の進行に拍車がかかってしまって、結果的に災害関連死につながった可能性があると言われておりますので、災害関連死を防ぐためには、福祉の視点というのは非常に欠かせないものだというふうに考えております。

県では、この災害ケースマネジメントの導入・定着のために、今年度、市町村や防災福祉関係団体等を集めた研修会を行いましたし、来年度は、さらに県社会福祉協議会や関係部局と共に災害時の連携方法の調整などに取り組むなどして、災害対応には福祉の視点が入るのが当たり前だというような機運が少しでも醸成されるようにしてまいりたいというふうに考えております。

次に、協定締結先と協議の実施状況や協定内容の点検をしているかということでございますけれども、県では、電気や通信の応急復旧、それから、水、食料をはじめとする生活必需品の確保や輸送などについて様々な分野の民間事業者等と192の災害時応援協定を締結しております。

災害時に協定に基づく対応が確実に実施されることは極めて重要と考えておまして、そのため、県では、一部協定先と応援内容の拡充の見直しや、新たな事業者の方と協定が結べないかというような検討をしておりますし、県の総合防災訓練に協定締結事業者に参画していただいて平時から実効性を確認するなどしておりますけれども、今後も不断の見直し、充実を進めてまいりたいと思っております。

また、県内市町村でも様々な団体と約2,700件の協定を締結しているところでございますけれども、今後災害時の対応がより確実なものになるように、担当課長会議や各種研修、訓練などあらゆる機会を通じて、市町村に協定内容の点検、必要な見直しを積極的に呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

最後に、TKBのウオームの部分でございますけれども、災害関連死を防ぐためにも、避難所における寒さ対策は欠かせないものだと考えておりますので、本県でも、これまでTKBの

環境改善を進める中で、ベッドの重要な要素の一つとして、寝床やパーティションの確保とともに暑さ寒さの緩和に取り組んでいるところでございまして、一昨年には、市町村を集めた研修会に講師をお呼びして、「災害時の避難生活における安全な暑熱・寒冷対策」という題で解説をいただいたということもございました。

さらに、暑さ寒さの緩和に必要な資機材の整備に当たりましては、県として民間事業者等との物資協定の充実を図るとともに、市町村に対しては、先ほど御紹介した研修会などを通じまして、よりよい資機材を知る機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

また、今般、国の補正予算で、防災資機材整備の促進等を図るために新たな交付金制度が創設されたところでございまして、県内では市町村の約半数がこの活用に向けた実施計画を提出しており、このうち12の市町村で冷暖房機器等の導入を希望しているというふうに聞いております。

県としても、この計画策定の際に助言をするなど、制度活用と対策の充実を積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。このような重層的な対応によりまして、災害関連死を防ぐための避難所の暑さ寒さ対策にこれからも引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には災害を想定した福祉現場の対応強化についてのお尋ねがございました。

災害発生時に入所者の安全を守るとともに、福祉避難所として要配慮者の受入れを担うことも想定されることから、社会福祉施設の防災力の向上は非常に重要と認識しております。

このような視点から、県では、令和5年に有識者等の協力をいただき取りまとめた社会福祉施設等の水害対策に関する提言や、これをベースに作成した研修動画などを活用し、災害への備えや体制確保等の啓発に努めているところでございます。また、災害時の避難確保計画や業務継続計画の策定・充実のための研修会の開催、施設整備時における防災対策への助言、非常用自家発電設備整備への助成などを実施しております。

県といたしましては、これらソフト、ハードの両面の支援を通じて福祉現場における防災力の一層の強化に努めるとともに、災害対応も見据えて、平時からの福祉人材の確保に力を入れて取り組んでまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には2点の質問をいただきました。

初めに、特別支援学校体育館への空調整備の現状と今後についてでございます。

特別支援学校は、温度変化への配慮が必要な児童生徒が在籍しているため、現在改築を進めている2校では、体育館の空調設備の設置を予定しております。

既存の体育館への設置についても、その重要性を認識しておりますが、各施設の築年数や大きさ、断熱性などの状況により様々な施工方法が考えられることから、整備に当たっては最適な方法を検討する必要があると認識しているところでございます。そのため、施設の構造や面積等が異なる3校をモデルに、冷暖房効率や費用対効果、工事期間などを比較検証する調査を令和7年度早期に実施する予定でございます。

今後は、調査結果を基に、県立特別支援学校全ての体育館への施工方法等を検討するとともに、特に体育館が福祉避難所に指定されている学校については、国の臨時特例交付金が新設されたことも踏まえ、早期の整備に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、公立小中学校体育館の空調整備に係る新設交付金の周知についてでございます。

公立小中学校の施設整備については、設置者である市町村教育委員会の整備計画に基づき進められており、体育館への空調設備の設置についても検討が行われていると承知しているところでございます。県内小中学校体育館の空調設備は、令和6年9月1日現在で設置率4.6%となっており、これは議員に御指摘いただいたとおりでございます。県としても、市町村に対し活用可能な国庫補助制度について周知し、整備の促進を図ってきたところでございます。

議員御指摘の新たな臨時特例交付金については、令和6年12月18日に文部科学省が開催した説明会で周知されたところでございますが、県教育委員会としても、この制度が、避難所に指定されている学校により有利な条件での空調整備が可能であることから、改めて12月26日に市町村教育委員会に通知を発出し、積極的な検討を働きかけたところでございます。今後も、市町村からの相談があった場合、制度について丁寧に説明してまいります。

以上でございます。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には物価高への対応につきまして4点御質問をいただきました。

初めに、県内企業の価格転嫁の現状と課題認識、業種ごとの課題把握についてでございます。

先月公表された民間調査では、多少なりとも価格転嫁ができていると回答した県内企業は9割超と一定の進捗が見られるものの、コスト上昇分を転嫁できていない企業が7.6%、5割以下の転嫁にとどまっている企業が21.8%と、依然として適切な価格転嫁ができていない企業があるものと認識しております。

そのため、適切な価格転嫁の実施に向けて、特に労務費に関する交渉方法が分からない、あ

るいは受注減や客離れへの不安などから価格転嫁をちゅうちょしている企業が交渉の第一歩を踏み出しやすくする環境を整えていくことが重要と考えております。

また、価格交渉促進月間フォローアップ調査結果等によりますと、業種ごとに価格転嫁率に差が見られ、特に運輸業界の転嫁率が低いなど、県内でも同様の傾向が見られることから、業種ごとの課題把握は県としても必要と捉えております。このため、今回新たに県が四半期ごとに行います景気動向調査の中で、業種別の状況についても調査を実施し、課題の把握をしてまいります。

次に、金融機関や商工団体などと連携し地域ごとにサポートする取組についてでございます。

ふだん融資等で企業と接する機会の多い金融機関の皆様には支援情報の周知に協力いただくことや、地域ごとに商工団体等と連携してサポートする取組は、情報が行き届かない企業へのアプローチとして大変有効と考えております。このため、県では、国の価格交渉促進月間と歩調を合わせ、新たに全県で価格転嫁促進アクションとして、3月を皮切りに展開する予定でございます。

具体的には、何から始めたらよいか分からないといった企業をきめ細かくサポートするため、よろず支援拠点に加え、地域振興局商工観光課にサポート窓口を設置するとともに、新たに県で作成した価格転嫁支援策パンフレットを活用し、地域の商工団体や金融機関等と連携して企業の相談に対応していく。さらに、県内4会場で価格交渉セミナーや相談会などを開催し、国の労務費の支援や価格交渉ツールなどの支援情報を周知するなど、様々な取組により適切に転嫁しやすい環境を整えてまいります。

あわせて、金融機関の職員のほか、県や市町村のコーディネーターによる企業訪問など関係機関との連携を通じて、中小・小規模事業者の皆様には支援情報を直接お届けする取組も実施し、地域の実情に応じたサポートを強化してまいります。

次に、長野県版の価格転嫁成功事例集の作成についてでございます。

本県としましても、価格交渉の第一歩が踏み出せていない、あるいはさらなる価格転嫁をちゅうちょしている企業が適切に価格転嫁しやすい環境を整えていくため、様々な取組を強化していくことが必要と考えており、長野県よろず支援拠点とも連携し、長野県版の成功事例集の作成に着手してまいります。

内容としましては、価格交渉に臨む経営者の姿勢、具体的な手順、活用したい支援策など、より身近な企業の成功事例を掲載することで、県内における適切な価格転嫁が一層進むよう、交渉への動機づけやヒントとなるような工夫を凝らした事例集の作成に取り組んでまいります。

最後に、ガソリン価格に対する取組状況についてでございます。

昨年6月に県内4か所でセミナーを開催し、全国の好事例を紹介するなど、経営合理化意識

を啓発し、7月からは、経営を圧迫している灯油配達業務の効率化に向けてスマートオイルセンサー整備の補助を実施し、13事業者に対して計2,206台分の整備費を支援したところでございます。

センサーの導入効果につきましては、この冬を越えてみないと明確には申し上げられませんが、おおむね配送効率の向上につながっておりまして、ある事業者では、配送回数が昨年比で25%減少し、配送用ローリーの運行距離にして約2,000キロメートル削減されたという報告もあったところでございます。

また、市町村サポートチームによるSS過疎地域対策の成果としましては、青木村において、村の関与もあり、SSの事業承継が実現されたほか、支援に応じて村がSSの維持に向けた計画策定に着手いただくなど、徐々にではございますが、行政が地域に不可欠なSSの維持に関わる事例が広がってきているところでございます。中山間地域では、販売量が少なく、経営維持が困難な事業者が多いことから、地域の安心な暮らしに必要な社会インフラの維持に向けて引き続き取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私にはガソリンに関する検討会の設置について御質問を頂戴いたしました。

このガソリン価格の問題については、食料品の価格などと並んで、本県の皆様方、県民の皆様方の関心が非常に高いところでありますし、私ども県としても問題意識を持ってこれまで取り組んできているところでございます。

そうした中で、私どもとしては、検討会を設置して、小規模事業者が非常に存続が難しくなっている地域等もあるわけでありまして、そうしたものに対してどんな支援をしていくことが必要なのか、それから、価格抑制に向けて、例えば経営の合理化等に対する支援等も含めてどんなことが必要なのか、そうしたことについて検討していかなければいけないということ、検討会を設置することを予定してきているところであります。

しかしながら、長野県石油商業組合に対して公正取引委員会の調査が始まり、また、県から石商に調査を依頼し、回答を求めている状況であります。こうした状況の中で、この検討会の在り方については、今の状況を踏まえてどうするべきかということをしっかり考えていかなければいけないというふうに思っております。

この検討会の在り方、それから開催の時期については、現下の状況を踏まえながら判断したいというふうに思いますが、加藤議員御指摘のとおり、この問題はのんびりやるわけにはいかないと思っておりますので、御指摘いただいたように、スピード感を持って取り組むというこ

とを基本に据えながら対応していきたいと思っております。

また一方で、必ずしもこの検討会を経なければ何もできないということではないと思っております。先日も、私が会長を務めております過疎連盟の理事会が開催され、その場において、ガソリンの価格の負担感、これは、東京一極集中にも関連しますけれども、都市部の皆さんにとってはある意味ガソリンはレジャー的な要素が強いですが、長野県のような地域にとってはまさに生活の基本となるものの価格であるということ、今後過疎連盟として政府に対してしっかり問題提起する必要があるのではないかと指摘させていただいております。

このガソリンに関しましては、引き続き県民の皆様方がかなり強い関心をお持ちになっているということ、十分念頭に置きながらしっかり対応していきたいと考えております。

以上です。

〔14番加藤康治君登壇〕

○14番（加藤康治君）防災・減災につきましては、今回避難所TKBにWを加えることを提案させていただきました。学校体育館の空調整備に活用できる臨時特例交付金の追加募集が今週から始まっていますが、実は、この1次募集では、長野県内からの申請が残念ながらゼロという状況でございました。県内市町村からの申請が進むように県でも御支援をお願いしたいというふうに思います。

また、特に重要なのは、万が一災害が発生してしまった場合に、被災された方が発災直後から尊厳ある生活を営めるようにすることではないかと思います。今後も積極的な環境整備をお願いしたいと思います。

企業の賃上げに向けては、生産性の向上に加えて、適切な価格転嫁が欠かせません。御答弁いただきましたけれども、今後も県として主体的な取組をお願いしたいというふうに思います。

そして、ガソリン価格が全国に比べて高いことは、県民生活に直結する大変重要な課題です。先ほど知事からも様々御答弁をいただきましたけれども、県民の皆様の実情に真摯に向き合ってくださいながら、検討状況を丁寧に説明していただき、着実にこの方策が実行されるようお願いいたします。一切の質問いたします。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、山口典久議員。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）日本共産党県議団の山口典久です。阿部知事の政治姿勢に関して3点質問をいたします。

まず最初に、政治と金の問題です。

昨年来問題になってきた裏金事件は、政治への信頼を失墜させ、真相究明と再発防止策、とりわけパーティー券の購入を含む企業・団体献金の禁止が総選挙においても大きな争点になり

ました。

私は、企業・団体献金の禁止こそ、政治が信頼を回復し、繰り返される政治と金の問題を一掃する上で欠かせないと考えます。企業・団体は見返りを求めて献金するのであり、その財力で政治をゆがめています。

大企業への法人税等の相次ぐ減税が施され、それと一体に、低所得者ほど負担が重い消費税の税率が引き上げられてまいりました。貧困と格差の根源として、労働法制の規制緩和により、不安定、低賃金の非正規雇用が拡大してきました。医療や年金、介護や福祉など、社会保障の国民負担増、給付減が繰り返されています。

財界の総本山と言われる経団連は、こうした自民党の政策と実績を高く評価し、会員企業に献金を呼びかけてきました。政治をゆがめる大本にあるパーティー券購入を含む企業・団体献金の全面禁止に関して知事の見解を伺います。

次に、日米同盟についてです。

政府が2022年12月に閣議決定した安保3文書の防衛力整備計画は、23年から27年の5年間で軍事費を43兆円増額する計画です。これを進める中で、25年度予算案では、軍事費が前年度比9.5%増と突出しています。その中身も、長距離ミサイルの配備をはじめとした敵基地攻撃体制の構築など、軍拡競争を激化させ、戦争の危険を増大させるものです。

一方、社会保障、文教科学、中小企業対策費は、物価上昇に追いつかない実質マイナスとなっています。この軍拡は、平和と国民、県民の暮らしや地域の経済を脅かすものではないでしょうか。

石破首相は、アメリカのトランプ大統領と首脳会談を行いました。共同声明では、2027年度以降も抜本的に防衛力を強化していくと約束しています。この日米同盟絶対とも言うべき政治から抜け出す改革が今求められていると考えますが、知事の見解と平和に対する思いを伺います。

三つ目は、温室効果ガスの削減についてです。

政府は、2月18日、中長期のエネルギー政策の方向性を示したエネルギー基本計画を閣議決定しました。その中身は、これまで掲げてきた「可能な限り原発依存度を低減する」の文言を削除。代わりに、原発を再生可能エネルギーと併せ最大限活用すると打ち出しています。また、G7で唯一日本が廃止期限を表明していない石炭火力は、安定供給性や経済性に優れた重要なエネルギー源などとしています。

同時に閣議決定した地球温暖化対策計画は、2035年度の温室効果ガス排出量を13年比で60%削減という低い目標を盛り込み、国連に提出しました。気候変動対策の国際的枠組み、パリ協定は、気温上昇を産業革命前と比べ1.5度以内に抑える努力目標を掲げ、気候変動に関する政

府間パネルの第6次評価報告書では、1.5度以内に抑えるためには、35年には13年比で66%の削減が必要としており、今回の政府目標はその値にも及びません。今回のエネルギー基本計画、そして地球温暖化対策計画は、東京電力福島第一原発事故の教訓を投げ捨て、人類が協力して取り組むべき緊急の死活的課題である地球温暖化対策、温室効果ガス削減に重大な逆行になりかねません。

2019年10月、令和元年東日本台風により長野県内は大きな被害を受けて、気候非常事態を宣言し、長野県ゼロカーボン戦略を策定、取組を強めてまいりました。エネルギー基本計画、そして地球温暖化対策計画に対する阿部知事の見解を伺います。

次に、宿泊税について質問します。

まず、県民への周知、意見募集についてです。

昨年9月定例会において、長野県観光振興税（仮称）骨子として県の考え方が示されました。税率は1人1泊300円の定額、免税点は3,000円。修学旅行等の学校行事は課税免除とすること。税収は、観光振興の目的で、長野県らしい観光コンテンツの充実、観光客の受入環境整備、観光振興体制の充実、県内市町村への支援のために活用するとされました。

しかし、この骨子には様々な県民意見が寄せられ、税率、免税点などに変更が加えられ、長野県宿泊税条例案として2月定例会に提出されました。税率は1人1泊300円、低料金の宿泊者の負担感に配慮して免税点を6,000円とする。なお、コロナ禍から回復途上にある観光産業への影響を緩和するため、施行から3年間は税率を200円とすることなどがその主な内容です。

この長野県の宿泊に関する税制について、私は昨年9月の定例会で、和田明子県議も11月定例会で、宿泊や観光関係者のみならず宿泊施設を利用する広範な県民の声、意見を聞くことを求めてきました。その後、県民の意見交換会も行われていますが、現段階においても、そもそも、宿泊税を創設すること、また、今議会に提案された変更についても、多くの県民には十分に伝わっていないと感じています。新たな税制を設け、県民に負担を求めることは、本来、選挙等を通じて県民に信を問うべきであり、県の取組は不十分と言わざるを得ません。県民への周知をさらに行い、広く意見を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

長野県観光の将来像について伺います。

現在、観光振興の財源などとして宿泊税を課す自治体が県外においても急増しています。また、既に導入している自治体が税額を引き上げる動きも相次いでいると聞きます。

その一方で、観光の宿泊者が減る懸念があるとして、島根県は税金を払わないと宿泊させないというのは、多くの機能が集中する都市の強者の論理、つまり強い者の論理だ。通院や仕事など必要に迫られ、泊まらざるを得ない人もいると、導入を検討しない方針とのこと。宿泊者への優しさを感じます。

この間の議論の中で、世界水準、競争力重視などが強調されてきましたが、県が見込む宿泊税の税収の規模は、観光スポーツ部関連の年間予算に匹敵するものです。この予算規模を考えると、競争よりも長野県の観光の将来像についてもっと突っ込んだ県民的な議論を行い、ブランドデザイン、しっかりとしたビジョンが必要ではないでしょうか。以上、観光スポーツ部長の見解を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には3点御質問をいただきました。

まず、企業・団体献金について全面禁止が必要と考えるが見解をという御質問でございます。

企業・団体献金につきましては、御質問にもあったように、いろいろ批判もあります。政治が金で動くことの疑念を生みやすい、汚職や癒着の温床になりやすいといった批判がある一方で、企業も社会の一員として政治参加する権利がある、透明性を確保すれば問題を抑制できるなど賛否両論の意見があるというふうに承知しています。

私も、かつて1990年代の政治改革関連法案の政省令案作成等に携わったことがあるわけですが、当時は政党助成金をつくろうという議論がされていたときでありました。単に企業・団体献金単体を取り上げて是非を論じるのではなく、個人寄附、企業寄附などいろいろな寄附と政党助成金があるわけですが、政党や政治家の活動の経費はどういう形で賄われるべきなのか。また、例えば政党法という議論もかつてから経済界等にあるわけでありまして、政党のガバナンスがそもそもルール化されていないという中で、政党や政治家の政治活動がどうあるべきなのか。こうしたことも併せてしっかり検討されるべきものではないかというふうに思っております。企業・団体献金の在り方については現在国会で議論が行われているところでありまして、幅広い観点からの国民的議論が行われることを期待しているところでございます。

続いて、国の防衛力の軍事拡大路線は、地域経済、県民の暮らしを脅かすものである。日米同盟絶対とも言うべき政治から抜け出すべきではないかと考えるがどうかという御質問であります。

私も、もちろん平和を願う者であります。しかしながら、一方で、今世界の現状を見ると、各地で紛争や緊張が生じているという極めて緊迫した国際情勢だというふうに思っております。こうしたことを考えると、我が国も含めて、やはり自らの国の平和と安定は自らがしっかり守り抜くという強い覚悟が必要だというふうに思っております。

こうした中、日米安全保障条約に基づく日米同盟は、我が国の平和と安全を確保するための重要な基盤だというふうに考えております。国家間でも個人間でもそうであります。平和と安定を確保するためには、何よりも対話と協力を積み重ねていくことが必要だというふうに考えております。

戦後80年を迎えようとしているわけではありますが、今日の平和は、戦争でお亡くなりになられた方々の尊い犠牲と先人たちの懸命な努力の上に築かれたものだということを私たちは決して忘れてはいけないというふうに思っております。こうしたことを踏まえれば、やはり戦争の悲惨な記憶の伝承をこれからもしっかりと行っていくことが必要だと思いますし、また一方で、顔の見える国際交流、様々な国や地域との信頼関係の構築、こうしたことを通じて平和な社会の実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。

最後に、政府の地球温暖化対策計画とエネルギー基本計画に対する見解という御質問でございます。

2月18日に両計画が閣議決定されたわけではありますが、原発を含むエネルギー政策の根幹については、安定供給、経済効率性という観点はもとより、今、ガソリンの問題も議論されているわけではありますが、トータルで日本の国民の暮らしをどう守るのか、そして、エネルギーも安全保障と密接に関係するわけでもありますので、どういう視点でエネルギーを確保すべきか、こうしたことをしっかり検討した上で国において責任を持って決定されるべきものというふうに考えております。私としては、再生可能エネルギーについて最大限の普及を進めていくことが必要だと考えております。

この両計画は、脱炭素政策にも関係するわけでもありますので、これまで全国知事会としては、現行の目標を上回る温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること、それから、2030年までに再生可能エネルギー発電容量を世界全体で3倍にするというCOP28の目標を踏まえたエネルギーミックスやロードマップを示すことなどを国に要望してきたところでございます。

今回の改定において、2030年度削減目標が引き上げられなかったことについては残念ではありますが、両計画で再エネの主力電源化が明記されたということについては評価したいというふうに思っております。今回の計画に基づく具体的な施策を今後の県のゼロカーボン戦略の見直しにも反映させていきたいというふうに思っております。

また、例えば県では、来年度から県有施設へのペロブスカイト太陽電池設置に向けた検討を行っていきますが、脱炭素を進めていくためには、やはり様々な新技術の開発普及が欠かせないというふうに考えております。国レベルでこうした分野の技術開発をしっかり後押ししてもらいたいと思いますし、先ほど国際的な紛争の話がありましたけれども、これは、世界が協力せず、どこかの国だけが頑張りどこかの国は全く問題意識を持たないということでは、地球全体が大変なことになってしまいますので、こうした問題意識については広く世界の国々としっかり共有していくように国には求めなければいけないと思います。

先ほど申し上げたように、こうした課題については、我々も様々な地域、国の皆さんとしっかり連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には宿泊税に関して二つの御質問でございます。

まず、県民への周知などを行うことについてでございます。

昨年9月にお示した長野県観光振興税（仮称）骨子からの変更点につきましては、12月の意見交換会におきまして、オンラインによる配信や県ホームページにおいて説明会の動画を公開することにより、県民の皆様への説明機会の確保に努めてきたところでございます。

また、この間、県議会での議論や県民説明会の様子は、新聞やテレビなどメディアを通じて広く報道されており、宿泊事業者のみならず、一般の県民の方から、電話や県民ホットラインなどを通じて御意見が寄せられたところでございます。今回お示した条例案と制度案につきましては、それらのお声を踏まえて検討した上で、宿泊者、宿泊事業者共に負担の軽減につながる内容であると考えております。

今後とも、宿泊事業者をはじめ県民の皆様への周知に努めたいと考えており、条例案、関連予算案を議決いただいた後には、円滑な導入に向けまして、県内での周知はもとより、首都圏を中心とした県外での広報にも取り組んでまいります。

次に、本県の観光の在り方への県民的な議論などについてでございます。

本県の観光振興につきましては、しあわせ信州創造プラン3.0にお示ししているとおり、「めざす姿」といたしまして、暮らす人も訪れる人も長野県を楽しんでいる世界水準の山岳高原観光地づくりを掲げており、その施策の方向性につきましても、観光地域づくり、プロモーション、インバウンドの推進、この三つを柱として取り組んでいるところでございます。

その上で、税を活用する具体的な取組につきましては、プラン3.0の内容を踏まえた上で今後観光ビジョン（仮称）でお示ししたいと考えており、策定に当たりましては、条例案や関連予算案を議決いただいた後、速やかに観光振興審議会に部会を設置し、市町村や宿泊事業者などと検討するとともに、県議会でも御議論をいただきながら県民的な議論となるよう努めてまいります。

以上でございます。

〔23番山口典久君登壇〕

○23番（山口典久君）温室効果ガスの削減について、長野県の気候非常事態宣言は、気候変動が地球上の人間社会の存続を脅かしている強い危機感を表明しています。さらに、地方政府や非政府組織の役割の重要性を強調。本県は、国際社会から先導役になることが期待されていると高らかにうたっています。ゼロカーボン実現への新たな課題、障壁が生じる中で、長野県の役割を再認識し、トップランナーとしてふさわしい力を発揮することを強く求めるものであり

ます。

なお、今宿泊税につきまして御答弁がありましたけれども、長野県の観光ビジョンについては今後プランを示したいということでしたが、私は、まずこういうプランを示していただき、その中で宿泊税を論ずるべきものと考えます。

次に、新たな国民健康保険運営方針について質問します。

初めに、国民健康保険の均等割に関してです。

これまでも、私たち共産党県議団は、重ねて取り上げてまいりましたが、国民健康保険制度には、家族や子供の人数に応じて保険料を課す均等割の制度があり、とりわけ子育て世代にとって重い負担になっています。これは、少子化対策にも子供の貧困対策にも逆行するものであり、独自に減額や免除する自治体も広がっています。

長野県内でも、全国でも、この均等割について見直しを求める声が広がり、国は、2022年に未就学児の半額軽減を実施していますが、就学児は対象になっておらず、まだまだ不十分です。国に対して引き続き見直しを求めるとともに、県としても対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、負担の公平性についてです。

昨年3月、長野県は2032年度までの6年間の国民健康保険の新たな運営方針を策定いたしました。この改定に当たり、長野県の国民健康保険は、高齢化率が高い、所得水準が低い、小規模の保険者が多いなど構造的課題が顕著であり、保険料水準の統一による制度の安定化が必要であるとし、統一の方向性等を示しています。

一方、厚生労働省「国民健康保険事業年報」によると、令和3年度の県内の1人当たりの実績医療費の格差は最大で2.2倍であり、全国で7番目に高くなっています。これを2次医療圏で見ても、佐久医療圏は最大1.682倍の格差があります。医療費の水準が低い市町村では、医療機関にかかりづらい、サービスを受けにくい等の条件が影響していると思われます。そこへ保険料水準が統一されれば、他の市町村の医療費を賄うために納付金や保険料が増加する可能性があります。この問題についてどのように考えるのでしょうか。見解を伺います。

納付金の算定方法についてです。

令和4年度国保実態調査によれば、長野県の加入者1人当たりの平均所得は年83万3,000円です。また、長野県社会保障推進協議会の調べによると、例えば夫婦と子供1人で所得が250万円の世帯の場合の保険料は年40万円を超えて、協会けんぽの2倍近い負担となります。今でも、保険料が高過ぎて払えない、治療を控えるなど深刻な事例も生まれており、保険料の軽減を求める声は切実です。

長野県の新たな運営方針は、保険料の在り方について、2次医療圏医療費指数、次に納付金

ベース、そして完全統一へと三つの段階で統一することを示していますが、それぞれの段階における納付金の算定方法について伺います。

次に、加入者負担の軽減についてです。

国民健康保険法第1条は、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」としています。様々な課題がある中で、持続可能な保険制度の確立が当然求められていますが、その一方で、制度によって生活が困難になるような負担増が求められては、何のための社会保障なのか、本末転倒です。

新たな運営方針では、保険料徴収や保険給付の適正な実施、医療費適正化などについて取り組むことが位置づけられていますが、結果的に納付金や保険料負担が増加する場合にどのように対応するのか。必要に応じた県の剰余金、基金の活用、一般会計からの繰り入れ、また独自の減免制度の創設等の検討が必要だと考えますが、いかがでしょうか。以上、健康福祉部長に伺います。

続いて、上田・長野地域水道事業広域化について質問いたします。

最初に、住民説明、意見募集について伺います。

水道事業が独立採算制を原則とし、料金収入の減少、施設の耐震不足や老朽化、災害対応の急増、人材不足など様々な課題を抱える中で、将来厳しい経営局面になるとして、事業の在り方について検討が行われてまいりました。

この中で、長野市、上田市、千曲市、坂城町、長野県企業局は、水道事業の広域化を一つの方向性として上田長野地域水道事業広域化研究会において研究を重ね、2024年4月8日に上田長野地域水道事業広域化協議会を設立いたしました。そして、10月16日の第3回協議会において基本計画素案を示し、関係する市町や住民からの意見を募集し、説明が行われてきました。意見募集や説明で出された意見についてその概要を伺います。

続いて、合意形成について伺います。

協議会は、2月1日、第4回の会合を開催いたしました。報道によると、この会合で、上田市から、市民説明会で疑問の声が多く寄せられ、市の上下水道審議会でも論点が整理できないと説明があり、協議会は、上田市の合意形成にかかる時間を勘案し、統合への首長合意の時期を今年7月以降に決めたとされています。

これまで、県は、広域連携の推進役としての責務を担っているとその役割について述べてきましたが、今回、参加自治体において合意形成に係る問題が明らかになりました。広域化については、拙速な対応ではなく、時間をかけた丁寧な説明と住民合意を重視すべきと考えますが、見解を伺います。

職員体制について質問します。

企業団の職員について、基本計画素案では、企業団設立当初は、業務運営の安定化や施設整備の推進を図るため、統合前の構成団体における職員数を確保できるようにする。次に、事業が確実に履行できる体制が構築され、業務運営が安定してきた段階で、業務の一層の共通化、効率化を図りながら適正規模を目指すことを示しています。

そこで、現在、県事業団と上田市、千曲市、長野市で合計236名の職員がいますが、この先何名必要と考えているのでしょうか。この間、能登半島地震や奥能登豪雨、各地で多発する自然災害をめぐり、自治体職員、専門の技術職員が大合併等で削減され、マンパワー不足が復旧・復興の大きなネックになっています。私は、とりわけ水道職員について現体制より強化する必要があると考えますが、見解を伺います。

官民連携について、維持管理、検針、料金徴収業務などの民間委託を進めるとしています。現在でも各事業体で一定の民間委託が進められていますが、企業団ではどの程度を想定しているのでしょうか。

続いて、事業費、料金シミュレーションについて伺います。

整備事業は、国の補助金も含めて1,000億円超と言われますが、昨今の各種の大型事業を見れば、資材や人件費の高騰などで事業費が膨れ上がっています。こうした下で、当然シミュレーションも不安定なものにならざるを得ません。整備事業費が社会情勢の変化の中で増加するリスクをどのように検討され、どのような対応が考えられているのでしょうか。

最後に、企業局の参加の在り方について伺います。

水道事業は命の水に関わる事業であり、また、水源の開発や維持をめぐる営々とした営みは地域と住民の自治の歴史でもあります。今後設置が予定される企業団における執行機関や意思決定機関の役割、また長野県企業局の参加の在り方についてどのように考えるのでしょうか。以上、公営企業管理者に伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には国民健康保険に関連して4点お尋ねがございました。

初めに、子供に対する均等割の賦課についてでございます。

令和5年6月定例会にて答弁させていただきましたとおり、子供に係る国民健康保険料、保険税の均等割の賦課に係る軽減措置は国民健康保険法等の法令に基づくものであり、自治体が独自に廃止したり国の基準を超えて軽減することはできない仕組みとなっております。

県では、これまでも一層の負担軽減を国に要望してきたところでございますが、対象範囲や軽減割合のさらなる拡充を講じるよう厚生労働省に要望を行っているところでございます。国民健康保険制度における子育て支援につきましては、国が全国一律で対応すべき政策であることから、引き続き、県だけでなく、全国知事会も通じ、国にさらなる施策の充実を求めてまい

ります。

次に、保険料水準統一による保険料増加に対する見解についてでございます。

保険料水準の統一は、同じ所得水準で同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となる受益と負担の公平性の観点から目指しているものでございます。御指摘のとおり、医療費水準が低い市町村では保険料の増加が見込まれることから、県では財政支援を講じているところでございます。

一方、医療費水準が高い市町村では、医療費の増加を抑制する取組が大切になります。市町村の努力により医療費指数の引下げに一定の効果がある生活習慣病の発症予防、重症化予防に向けた取組を重点的に行う必要があると考えております。

三つ目に、保険料水準統一における納付金の算定方法についてでございます。

国民健康保険の保険料は、基準となる保険料に医療費指数を乗じて算出しております。県では、令和9年度までの2次医療圏での医療費指数の統一、令和12年度までの県全体での納付金ベースの統一、そして将来的には所得水準と世帯構成が同じであれば同じ保険料とする完全統一を目指しております。

2次医療圏での医療費指数の統一は、市町村ごとの医療費指数を使わず、2次医療圏の医療費指数を用いる算定方法です。そして、納付金ベースの統一は、県単位で医療費支出を統一するため、算定上は医療費指数を考慮しない方法でございます。さらに、完全統一は、これに加えて、高血圧予防事業などの市町村独自の保健事業や人間ドック補助などの住民サービスも統一する方法でございます。

最後に、保険給付や保険料増加に対する県の対応についてでございます。

まずは保険料の負担を増やさないう、医療費の増加を抑える取組が重要と考えております。県では、市町村と連携し、保険給付の適正な実施や健診の受診率向上などによる医療費増加の抑制に向けた取組を進めているところです。

生活習慣病の発症予防につながる取組は国の交付金制度があり、この交付金は保険料の抑制に活用できることから、積極的に取り組むことが大切であると考えております。一方、医療の高度化や高額薬剤の保険適用により、医療費の増加は避けられないものと認識しております。そのため、低所得者への配慮を含め、保険料の負担が少しでも軽減されるよう引き続き国に対して国庫負担率の引上げを要望してまいります。

以上でございます。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 上田・長野地域水道事業広域化について5点御質問をいただきました。順次お答えを申し上げます。

まず、基本計画素案などに対する住民意見についてですが、一昨日高島議員の代表質問でもお答えしましたように、昨年12月5日から今年1月15日の間に上田・長野地域において13回の住民説明会を開催し、532人の参加をいただきました。また、11月20日から1月20日にかけて、各構成団体でメールや郵送などで意見募集を実施して144件の御意見をいただいたところです。

現在全体の整理を行っていますが、内容に関しては、将来の負担増を抑えながらも安定した水道の供給が続けられる体制の整備が重要。広域化して耐震化などの課題になるべく早く取り組んでほしいといった将来にわたる水道の安定供給体制などについて。また、上田から長野地域の枠組みでの統合を検討する理由や、下流域での施設整備に対する上流域の財政負担の合理性、時間をかけた検討を求めるなど、多岐にわたるものとなっております。

次に、広域化に関する説明や住民合意についてです。

御質問にもありましたように、2月1日に開催された上田長野地域水道事業広域化協議会において、構成員の上田市長から、水道事業の在り方を諮問している市の上下水道審議会において、様々な意見がある中で、現段階で結論を出すのが難しいので、もう少し論点を整理して議論を深めていきたいとの意見があることから、事業統合の基本計画に関する合意時期については7月以降に見直しをお願いしたいとの提案がありました。

他の首長からは、これまでに実施した住民アンケートや寄せられた意見から、広域化の取組は広く賛同を得ているという認識もあり、こうした期待に応えていくことが大切。また、国の支援策が時限措置ということもあり、スケジュール感を持って課題を解決しながら早期の企業団設立を目指すことも必要といった意見が出されましたが、同時に、各団体の状況も考慮しながら協議を進めることも重要との認識が示されました。協議の結果、会長である長野市長における全体のスケジュール感を持ちながら、住民の皆様には説明を行い理解を得ていく観点が大切との取りまとめにより、協議スケジュールの見直しについて合意がなされたところです。

こうした認識を関係団体で共有しながら、各団体単独での運営が厳しくなる中で広域化の取組が求められている状況や、統合した場合の事業運営などについて協議の各段階で丁寧な説明に努め、御理解をいただきながら取組を進めてまいりたいと考えております。

3点目は、広域化により必要な人員を確保し、体制を強化することなどについてです。

水道事業に携わる職員は、上田・長野地域の事業体においては、20年前に比べて2割弱減少しており、また、県水道事業にあつては、50歳以上の技術職員の割合が10年前の26%から令和4年には65%となるなど、安定的な水道運営のための職員確保、技術継承が重要な課題となっております。

こうした中、事業統合に伴う将来的な必要人員は今後策定を予定する事業計画の中で検討す

ることとなりますが、技術職員に関しては、現状を維持していく想定となっております。協議会においても、広域化による人材確保の必要性や効果が指摘されており、事業統合による一定規模の職員の確保や企業団によるプロパー職員の採用により、長期的な人材育成や専門家組織の構築につなげて、将来にわたり持続可能な水道事業運営を実現していくことが重要と考えています。また、業務の民間委託に関しては、各事業者において異なる委託業務の状況や統合後の人員体制、業務計画などを勘案しつつ、実施内容を検討してまいります。

4点目として、施設整備事業費の増加リスクなどへの対応についてですが、現在の施設整備計画は詳細設計によるものではないため、実施段階においては事業費の増減が見込まれます。また、物価上昇による事業費の増加や、河川管理者等関係機関との調整などにより、予定した期間に事業を完了しないといった事態も考えられます。

今後策定予定の事業計画においては、実現性も再確認しながら年次計画を含めた整備計画を検討することになりますが、実施に際しては、設計施工一体型のデザインビルド方式での発注など、官民連携手法を活用し、できるだけ早期の事業完了を目指してまいります。

さらに、事業費の増加などにより予定した事業が計画期間内に完了しないことが想定されるような場合には、効果の発現が早期に求められる事業や広域化に伴う補助対象事業を優先し、残事業については他の補助事業により実施を検討するなど、地域への効果低減や財政的な影響を軽減するよう配慮してまいります。

最後に、企業団における執行機関等の役割や県企業局の参加についてです。

現在検討中の基本計画素案においては、協議会参加団体で構成される企業団の設立による事業運営や、意思決定機関としての企業団議会や重要な管理運営事項を協議する運営協議会の設置、また、企業団設立当初における構成団体から企業団への職員派遣などについて規定しています。企業団議会や運営協議会は、住民の意思反映の観点からも重要な役割を担う機関となりますので、先行事例も踏まえ、その運営等について十分検討・協議してまいります。

当地域では、要請を受けて県内で唯一県企業局が水道事業を実施しており、広域化に際し、水道法の原則であります市町村運営に委ねることが本来的ではありますが、企業団の発足に当たっては、これまでの経過を踏まえ、住民サービスの低下を招くことなく事業が円滑にスタートできるよう、県企業局としても運営に参加し、職員派遣など必要な対応を行う予定です。

以上でございます。

[23番山口典久君登壇]

○23番（山口典久君）国民健康保険の均等割、これは、全国に子供の均等割の負担軽減を行っている自治体が広がっていると御紹介いただきましたが、それだけ必要とされているからではないでしょうか。ぜひ県としても子育て世帯に寄り添った対応を検討していただくよう強く要望

いたします。

また、国民健康保険の納付金の算定について、最後に保険料水準を統一するときはどうするのかということで、独自の保険事業、例えば人間ドックも含めて見直していく、ならしていくというお話がありました。しかし、長野県の健康長寿の背景に、健康診断や保健指導などの取組が各所で果たしてきた役割は大きいと言われていています。各地域の実情や条件に見合った優れた事業が守られるように強く求めます。

企業団の水道広域化について、企業団の執行機関や意思決定機関、県の企業局の参加の在り方は、民主主義の問題でもあります。企業団への参加の重要な判断基準になると思います。ぜひ県民に見えるように取り組んでいただくことを求めて、質問を終わります。

○議長（山岸喜昭君）次に、望月義寿議員。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）改革信州、望月義寿でございます。通告に従い質問をいたします。

最初に、来年度当初予算編成の考え方について質問いたします。

阿部知事は、2月5日の会見において、令和7年度の当初予算編成に当たり、信州未来創生予算という思いで編成し、大きく三つの観点、希望の種をまいていこう、出てきた芽を育ていきたい、未来に向けてのパラダイムシフトを進めていくとの観点から予算編成を進めてきたと述べられました。その知事の思いを受けて、以下、今後の予算編成の考え方や財政運営に対し質問いたします。

まず、人口が減少する中で、産業の労働生産性向上や規模拡大、特に、協業やM&Aに力を入れるとされていますが、県施策の効果がどのような形になって現れることを期待しておられるのでしょうか。

次に、集住やインフラ維持の効率化などの観点から、地域社会の在り方を考える県土のランドデザインの策定について言及されていますが、そのスケール感や策定を進めるスピード感をどのように考えておられるのでしょうか。また、策定に向けての県民協働についての考え方はいかがでしょうか。

次に、総務省の方針として、来年度、臨時財政対策債の発行は行わないこととなります。知事はかねてより臨財債の廃止を求めておられましたが、臨財債発行停止への評価を伺います。

また、いわゆる103万円の壁の議論により地方財源確保の不透明さが増す中、今後どのように臨財債廃止に向けて国に求めていくのか、御所見を伺います。

次に、県としては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策予算を活用して県民の安全安心なインフラ整備を進めてきました。必要かつ重要な案件であり、これからも県民負担が少ない形で進めていただきたいし、国土交通省も、事前防災対策が後手に回ることによる

社会経済等への損失について検討した結果、後手に回ることのないよう着実に対策を進める必要があるとの認識に至り、対策を進めてきてくれています。

令和元年東日本台風災害の復旧・復興も、単なる原状回復ではなく、再度災害防止の観点から、3面被覆の粘り強い堤防の整備や河道掘削、遊水地整備をはじめとする流域治水、国、県、市町村、民間が連携して進めていただいていることに感謝いたします。加速化対策の更新はいまだ決まっていますが、更新される場合には、加速化予算の有効活用により、県内の安全対策をさらに進めていただきたいと思います。

ただ、反面、阿部知事就任以来健全化が進んできた実質公債費比率が、令和5年度に9.4だったものが令和6年度の見込みは9.5、令和7年度の見込みは9.9と上昇する予測です。早期健全化基準の25%には余裕がありますが、このままの予算編成を行った場合、財政の健全化が保っていけるのか危惧するところです。臨時財政対策債の発行が今後もなければ、その分の県債残高は縮小しますが、通常債残高は、5か年加速化対策活用分を含めると平成30年度以降増加に転じており、その結果、実質公債費比率が上昇に転ずることになっています。

さらに、金利上昇の懸念に加え、人口減少下での税収の見通しの不透明さ、社会保障関係費等の必要な歳出の増大もあり、公債費の負担が厳しくなる懸念もある中で、いかに持続可能な財政運営を維持していくのか。県民の安全を確保しつつ将来負担を増やさない取組が必要となりますが、いかに取り組んでいくのか。知事の御所見を伺います。

次に、中期財政試算によると、令和7年度の財政赤字は110億円を見込み、令和8年度に149億円、令和9年度に185億円、令和10年度に188億円、令和11年度に159億円の赤字が生じ、基金残高は令和11年度に14億円にまで減少するとの試算になっています。

しかしながら、令和3年度の中期財政試算では、401億円ある基金残高が令和7年度には26億円まで減少するという推計でしたが、令和7年度の基金残高は495億円あります。効率的な予算執行により基金が確保されてきたのでしょうか、予算ベースによる見込みで基金が枯渇する不安をあおるのではなく、決算ベースでの財政試算を県民に伝えることが県民理解の上での県政運営に資すると思います。

知事も、「伝わる広報と県民と共に創る県政の実現」を主要施策に掲げている中、県民の理解を得つつ、持続可能な財政運営をする観点から、決算の実態を基にした財政試算を行い、予算編成すべきと思いますが、知事の御所見を伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）当初予算編成の考え方についてということで5点御質問を頂戴いたしました。順次お答え申し上げたいと思います。

まず、人口減少下における協業やM&A、いわゆる規模拡大等に取り組むことによって期待

している効果という御質問でございます。

労働生産性の向上につながるものというふうに考えておりますが、幾つか大きな視点として申し上げます、まずは今現下の最大の課題であります賃金の引上げということは重要な課題だというふうに思っております。

いろいろなデータを見ますと、企業規模別に見ると、全体として見ればどうしても企業規模が大きいほうが賃金水準が高いという状況になっています。そういう意味で、この規模拡大や協業・企業間連携等によって賃金の引上げにつながっていくことを期待しているところであります。また一方で、人材が不足しているという中で、これもデータを見ますと、多様な働き方や福利厚生面の充実などを見るとやはり企業規模も一定程度影響しているというふうに思っております。

そうしたことから、多様な働き方の実現や福利厚生の実現を通じた多様な人材の労働参加、人材確保の促進、こうしたものにもつながっていくというふうに考えております。加えて、国内市場が縮小する中で、やはりこれから各企業の海外展開というものが必要になってまいります。一定程度の企業規模を持つ中で海外進出をしていくということが重要だと思います。こうしたことが労働生産性の向上や規模拡大を通じて実現されることを目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

続いて、県土のグランドデザインについての御質問をいただきました。スケール感、スピード感、そして県民協働という観点で御質問をいただきました。

この信州未来共創戦略の方向性の中で、県土のグランドデザインを策定していこうということが示されているわけでありまして。人口減少下においても安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏の形成を目指して取り組んでいきたいというふうに思っております。

この県土のグランドデザインは、医療、教育、産業、環境など様々な分野を視野に入れてコンパクト・プラス・ネットワーク&レジリエンスの考え方による新たな町村づくりや、それらを結ぶ交通ネットワークの構築など、長期的かつ広域的な視点での県土政策の方向性をお示するものというふうに考えております。まずは、次年度、議論が見える化するために必要な調査を実施し、県民の皆様との議論を開始していきたいと思っております。

また、策定に向けては、県民会議の枠組みなどを活用するほか、市町村や経済団体など各分野の関係者ともしっかりと向き合い、御意見をお伺いしながら議論を深め、県民の皆様方との協働で内容の具体化に取り組んでいきたいと考えております。

戦略においては、2030年に県土のグランドデザインが策定されているということが旗として掲げられているわけでありまして、このグランドデザインの策定のスケジュールにつきまして、今申し上げたような議論も踏まえて早期にお示しできるように取り組んでいきたいと考え

ております。

続いて、臨時財政対策債の発行停止の評価、それから今後の廃止に向けての国への要請という御質問であります。

臨時財政対策債については、これまでも廃止を含めた見直しを国に求めてきたところでございます。今回、令和7年度の地方財政計画において初めて新規発行額ゼロとなったことについては、地方財政の健全化を進めていただいた結果ということで評価したいと思っております。

いわゆる年収の壁については、かねてから申し上げているとおり、国においてしっかりと御議論いただきたいと考えております。一方で、見直しに伴う地方の減収については恒久的な財源確保が不可欠だというふうに考えております。臨時財政対策債の発行で賄うようなことがあってはならないというふうに考えております。

今回の臨時財政対策債新規発行額ゼロといった対応は、これは税収増による部分も大きいというふうに考えております。恒常的に臨時財政対策債の発行をゼロにし、安定的な地方財源の確保を図るためには、引き続き国に対して臨時財政対策債の廃止や地方交付税の法定率の引上げなども含めた見直しを働きかける必要があると思っております。こうしたことについて知事会を通じて取り組んでいきたいと思っております。

それから、公債費負担が厳しくなる中でどのように持続可能な財政運営を行っていくのかという御質問でございます。

国の5か年加速化対策を積極的に活用させていただき中で、防災・減災対策を集中的に推進してきております。通常債の残高については、この防災・減災、国土強靱化の部分についてはある意味キャップをかけずに発行させていただいておりますので、令和7年度においては通常債残高が増加する見通しになっております。また、今後の金利上昇によって公債費負担が増加するおそれがあるということは我々も認識しながら財政運営を進めているところであります。

必要な社会資本整備を着実に進めていく必要がある一方で、御指摘のように、将来世代の負担軽減は重要なことだというふうに考えております。まず、県債残高の抑制に向けて、投資的経費の重点化、平準化を図っていく必要がありますし、新たな公共事業評価による優先順位づけの強化や交付税措置のある県債の有効活用など、これまでも取り組んできておりましたが、今後はこれまで以上に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

同時に、社会保障関係費の増加はもとより、人口減少対策など、必要な歳出に十分な財源を確保する必要がありますので、選択と集中による歳出のメリハリづけ、デジタル化、効率化による業務の最適化といった歳出面での取組に加えまして、宿泊税の導入をはじめとする様々な歳入確保に取り組むことにより、持続可能な財政基盤が確保されるように努力をしていきたいと思っております。

最後に、決算の実態に即した財政試算、それから予算編成についてという御質問でございます。

当初予算につきましては、税収見通しや地方財政対策を踏まえて歳入をできる限り精緻に見込むとともに、歳出についても各事業費を的確に見込むことで正確な積算に努めているところでございます。

また、中期財政試算につきましては、常に中長期的な目線を持って予算編成に取り組むための参考として、当初予算をベースに、機械的に社会保障費の増加や今後見込まれる施設整備等の一定の仮定に基づいて試算したものでございます。決して不安をあおるといったようなことを意図しているものではございません。

今後とも、県民の皆様方の御理解を得ながら財政運営を行っていくことは大変重要だというふうに思っております。予算や中期財政試算も含めて、財政状況については極力分かりやすい公表、分かりやすい説明に努めていきたいというふうに思っておりますし、その在り方や示し方については、常によりよいものとなるように検討していきたいというふうに考えております。県民の皆様方とも財政状況をしっかり共有しながら持続可能な財政運営を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）必要な予算はやはり必要で、前倒しで積極的に使っていただかなければいけない。しかし、野放図に予算を使ってしまうと、将来的な負担が増えてしまって財政規律が守られない。難しいかじ取りだとは思いますが、県民のためにぜひバランスの取れた財政運営をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。防護服の売買代金等請求控訴事件に係る和解について伺います。

新型コロナウイルス感染防止のための防護服の売買代金支払いについて、県は、1審判決において県の過失割合が7割とされ6,717万927円を支払うよう命じられたことを不服として、控訴しました。このたび、和解を選択されるとのことですが、和解に至った経緯について伺います。

また、和解が成立すれば、和解金7,000万円の県民負担が生じることになります。1審判決を受け入れていれば6,717万927円の負担で済んでいたところ、7,000万円の和解金を支払うことになりました。知事は、控訴するに当たり、我が会派の荒井武志議員の質疑に対して、県の負担が最小となるよう、契約締結上の過失や過失割合などに関して県として必要な主張を行っていく考えでありますと述べておられました。本件の責任に鑑み、知事、副知事の給料から計約35万円を減額する条例案を提出されましたが、知事の思いを伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）防護服売買代金等請求控訴事件の和解に至った経緯、そして県民負担が生じることに對する見解についてという御質問でございます。

この事案につきましては、刻一刻と状況が変化するコロナ禍の緊急事態宣言下における先例の少ない訴訟であり、過失割合など、さらに争う余地があるものとして、昨年の2月定例会で御議決をいただき、控訴していたところでございます。

昨年12月、これまでの当方の主張も踏まえた上で、原審判決の額を基本とした和解の提案が裁判所からなされたところでございます。県内事業者である相手方にコロナ禍において医療用資材の調達に御対応いただいたということは事実であり、弁護士との協議結果なども踏まえて、当事者双方の歩み寄りによる和解を受け入れることといたしたいというふうに考えております。

当時、緊急事態宣言下において、県としては県民の皆様の命を守るため最大限の努力を行ってまいりましたが、結果的に県民負担が生じることにつきましては重く受け止めております。そのため、県組織全体を統括する立場としての責任に鑑み、私と副知事の給料を減額する条例案を提出させていただいたところです。

今後、交渉内容を変更する場合には、相手方の意思確認を十分に行うことを徹底するなど、再発防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

〔22番望月義寿君登壇〕

○22番（望月義寿君）実際、あの頃は、新型コロナウイルスの蔓延によって、緊急事態で手探り状態で大変な状況だったとは思いますが。ただ、その中でもやはり県政運営をしっかりとやっていたとすることで、これを糧に、今後とも慎重でかつ大胆な県政運営をお願いしたいと思えます。

次に、社会的養護自立支援拠点事業について伺います。

新規事業として、社会的養護経験者、ケアリーバーの自立支援拠点を福祉団体が設置する経費に県が補助する事業を始める予算が計上されています。極めて重要で、早急に進めていただきたいと思えますが、県内各地に居住するケアリーバーが利用しやすいように、可能な限り早急に多くの拠点を整備することが必要だと考えます。今後の設置見通しについて伺います。

また、拠点施設の拡充に当たっては、児童養護施設が応じてくれるなら、受入れ可能な施設全てを拠点施設にすることにより、ケアリーバーの所在地近くに拠点を整備できることとなりますが、いかがお考えでしょうか。御所見を伺います。

また、社会的養護から離れる前に拠点施設へつなぐ方策は検討されているようですが、既に離れてしまったケアリーバーへ支援をつなぐ方策は検討されていますでしょうか。厚生労働省

が令和3年4月に公表したケアリーバーの実態把握に関する全国調査では、施設や里親からケアリーバーに案内を届けることができたのは35.7%に過ぎず、届けられなかった64.3%のうちの6割は、理由として連絡先不明を挙げています。すなわち、ケアリーバー全体の4割が巣立ち後5年以内に音信不通になっている状況です。支援を必要とするケアリーバーにどのようにアウトリーチしていくのか、御所見を伺います。

次に、養親希望者手数料負担軽減事業について伺います。

これも新規事業として、養子縁組の民間あっせん機関から養子のあっせんを受ける養親希望者が支払う手数料について、その一部を上限60万円まで補助する事業を来年度から始める予算が盛り込まれていますが、子供のあっせんに100万円単位の手数料が生じ、その一部を行政が補助することには、違和感を持たざるを得ません。子供の人生と幸せがかかった養子縁組に金銭を絡ませるべきではないと考えます。

民間の知見やノウハウ、ネットワークを活用することが必ずしも悪いわけではありませんし、当然善意を基に活動されているあっせん機関も多く、許可も必要となるわけですが、人権に関わる案件は公の責任で対応すべき問題だと考えますが、いかがでしょうか。以上、高橋こども若者局長の御所見を伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には3点御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、社会的養護自立支援拠点の今後の整備の考え方についての御質問であります。

社会的養護自立支援拠点事業は、施設や里親の下での生活を経験したいいわゆるケアリーバー等の相互交流の場の提供や生活就労等の相談支援を幅広く専門的に行う事業でありまして、県では、令和7年度に長野市内での福祉団体による設置を新たに支援してまいります。さらに、今後こうした支援拠点を増やしていくために、現在策定中の長野県社会的養育推進計画に、令和11年度までに県内で2か所から4か所の支援拠点を整備する目標を掲げたいと考えております。

また、議員からも御指摘いただきましたように、支援拠点のほかに、児童養護施設において支援を続ける取組も大変重要だと考えておりまして、対象者のアフターフォローを行う自立支援担当職員の配置を現在の6施設からさらに増やすこと、そして、児童福祉法の改正により新たに可能となった、成人後も児童養護施設に入所したまま自立の支援ができる児童自立生活援助事業が、全ての施設で実施されるように力を入れて取り組んでまいります。

このように、新たに設置する自立支援拠点による専門的な支援をセーフティーネットとして拡大することと併せて、県下14か所の児童養護施設等と退所者のつながりを生かした個別的な

支援を行い、さらに、双方が連携を図ることによりまして、より多くのケアリーバーをきめ細かく支援できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、ケアリーバーを自立支援拠点施設につなぐ方策、アウトリーチによる支援の方法についてのお尋ねであります。

これから社会的養護の下を離れる子供・若者に対しては、自立後の生活に先立ち、施設や里親などとも連携し、支援拠点の利用につなげるよう対応してまいりますが、議員からの御質問にありましたように、既に施設等を離れケアリーバーとなった若者を支援につなげることは、現在の所在が分からない場合などもありまして、課題が多いものと認識しております。

しかしながら、こうした児童養護施設や里親の下を既に離れた若者へも支援が届くようにしていくことは重要でありまして、つながりがある施設、里親等を通じた周知に力を入れるほか、自立支援拠点事業では、施設等の出身者に限らず、虐待を受けた経験がありながら支援につながっていない若者なども幅広く対象としたいと考えておりまして、生活困窮者支援の相談窓口等とも連携するほか、SNSなどを活用した周知、広報も実施してまいりたいと考えております。

これらを通じてつながったケアリーバー等には、来所や相談を待つだけではなく、施設、里親のほか各種の公的相談窓口や民間支援団体との連携協力を図り、アウトリーチとして積極的に支援拠点の相談員が現場に出向くことなどによりまして、支援を必要とする若者の悩みや心配事、支援ニーズを把握し、自立に向けた支援が届けられるよう努めてまいります。

最後に、民間あっせん機関による養子縁組への支援についてのお尋ねであります。

養子縁組制度は、実親による養育が困難な子供に新たな親による永続的な養育環境であるパーマネンシーを保障する上で重要な制度であります。

御質問の民間機関による養子縁組は、養子縁組あっせん法に基づき、都道府県の許可を受けた機関が、実親、養親希望者から相談を受けて支援を行っておりまして、手数料につきましても、実親の健診・出産や、希望者に対する研修、相談援助、訪問など、事業の運営に必要な費用を徴収することが法令に規定されておりまして、適切な運用がされているものと承知しております。

また、養子縁組を促進するために、行政機関としても全ての児童相談所において取組を進めておりまして、令和4年度には全国で約300件の養子縁組が成立する一方、民間機関においても、設置数は約20か所と少ないながらも、同年度に約200件の養子縁組につなげておりまして、大きな役割を果たしているところであります。

こうした背景を踏まえ、養子縁組のさらなる促進を図るために、国において民間機関での養子縁組に係る手数料負担軽減事業を創設したものでありまして、多くの自治体でも国の制度を

活用して事業に取り組んでおります。

本県におきましても、児童相談所による養子縁組の取組を積極的に推進することに加えまして、新たにこの負担軽減事業にも取り組むことで、予期せぬ妊娠により生まれた子が命を落とすことなく幸せになれるよう、養子縁組の普及拡大を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

[22番望月義寿君登壇]

○22番（望月義寿君）ケアリーバーに対する支援のつなぎに関しては、SNSなどを使ってつないでいくという御答弁をいただきました。ぜひ、あらゆる方策を使って支援が届くようにお取り組みいただきたいと思います。

養親希望者手数料負担軽減事業については、民間あっせん機関が実親に対して支援をしているところに行政から支援するというのであれば、ある意味実親に対して支援しているという言い方もありますので、それも一つの考え方かなと思いますし、実績が上がっているということであれば受け入れるべきなのかもしれませんけれども、どうも違和感を払拭できません。

里親制度についても、家庭養育優先原則ということで数値目標を掲げてたくさんの里親の下に子供たちをとという流れになっているのですけれども、こういったことは無理してやるものではなく、善意で、そしてふさわしい人のところに恵まれて行くというのが原則であるべきではないかと考えます。よりよい形での運営をお願い申し上げて、次の質問に移ります。

次に、信州オープンダスクールへの支援について伺います。

軽井沢町と上田市で、信州オープンダスクール、いわゆる不登校特例校である学びの多様化学校と夜間中学校の機能を併せ持つ学校の設置が検討されており、県教育委員会としても必要な支援を行い、多様な学びの場づくりを共に推進すると教育長は述べられました。すばらしい取組で、期待するところですが、県として独自のオープンダスクールを設置する検討はどうなっているのか。その後の進捗状況について伺います。

いち早く学びの多様化学校と夜間中学校を併設した学校を設置した香川県三豊市では、その運営に関し、県からの教員配置は定員ぎりぎり、新しい試みゆえの様々な課題が発生している中で、解決に向けての調査や研修を行う余裕がなく、代替教員がおらず、体調が悪くても休みが取れないといった状況にあるとお聞きします。新たな学びの場の設置には手厚い教員配置等の支援が欠かせないと考えますが、軽井沢町と上田市に信州オープンダスクールが設置される場合、いかに対応されるお考えか、御所見を伺います。

次に、教員欠員への対応について伺います。

教員の欠員が、昨年10月1日時点で75名生じています。新年度、欠員対応のための教員配置19名の予算措置が提案されていますが、教育を受ける権利を保障する観点から19名の増員で十

分だと考えておられるのか、御所見を伺います。

知事は、2月10日に開催されたともつくフォーラムにおいて、新たな学びをつくっていくために教員免許の弾力化が必要だと発言されています。武田教育長も、議案説明において、外部人材や地域の力の活用について述べておられます。私も、多様な人材、社会人が学校教育に参画できる流動性の高い教育組織をつくることで、教員不足の解消のみならず、学校教育の多様性を高める必要があると考えますが、いかがでしょうか。以上、武田教育長に御所見を伺います。

最後に、交通系 I C の導入と更新時の費用負担について伺います。

熊本県では、2016年に約8億円かけて交通系 I C を導入しましたが、2024年11月で更新費用が12億1,000万円かかることから、6億7,000万円、国による3分の1の国庫補助により事業者、県、市の負担は合計で4億4,000万円で導入できるタッチ決済に移行し、交通系 I C を更新時に廃止することになったとのことでした。

本県においても交通系 I C が導入されることになりましたが、更新時の負担に関しては想定されているのでしょうか。事業者が主体であっても、導入時に県から支援し、進めていく以上、県としても更新時を見据えておく必要があると考えます。今後の見通しと、もし更新に巨額な費用がかかることになっても交通系 I C 体制を維持していくのか、小林交通政策局長に御所見を伺います。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）私には4点の御質問をいただきましたので順次お答えしてまいります。

まず、信州オープンドアスクールの設置検討についてでございます。

夜間中学と学びの多様化学校の設置については、令和5年度、有識者等を交えた検討会議をそれぞれ開催した結果、夜間中学と学びの多様化学校との併設を含め、インクルーシブでフレキシブルな学びの場である信州オープンドアスクールの設置検討が必要であるとの方向性が示されたところでございます。

この方向性を受け、今年度は、信州オープンドアスクール創造会議を4回開催し、その結果、軽井沢町と上田市が信州オープンドアスクールの設置に向けて検討を始めたことと承知しております。県教育委員会といたしましては、県内の多様な学びの場の創設に向け、全県的なニーズや地域バランスを見ながら信州オープンドアスクールの設置の在り方について今後も検討してまいります。

続きまして、信州オープンドアスクールの教員配置についてでございます。

議員御指摘の事例は、公立中学校に分教室として夜間学級を設置し、義務教育の学び直しを希望する方を受け入れると同時に、学齢期の生徒も通うことができるよう学びの多様化学校と

して指定したものであり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定により、本校と合わせた学級数に応じて教員数を配置しているものと承知しております。

一方、信州オーブンドアスクールは、学びの多様化学校と夜間中学校の機能を併せ持つ独立した学校であり、開設時に最大4学級の設置を想定しているため、教頭、学級担任、専科教員など9名程度の教員を専属に配置することが可能であると考えています。また、分校として設置することで、本校勤務の教員も含めた柔軟な稼働が可能となると考えております。

さらに、県教育委員会といたしましては、開校準備の段階から不適應支援の教員1名を加配するとともに、特別な教育課程の編成や教員研修等が必要なことから、積極的にサポートし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを必要に応じて配置するなど、きめ細やかな支援をしてまいる予定でございます。

続きまして、小中学校、特別支援学校における欠員対策のための予算措置についてでございます。

教員の欠員が生じた場合、まずは各学校で校内体制を工夫することにより子供たちの学びを維持できるように対応し、特に学級担任が不在とならないように配慮しているところでございます。

予算要求をした19名は、過去3年間の欠員期間から算出したものであり、療養休暇の取得により欠員が生じた場合、実際には2か月間で半数以上の代替が確保できたり、本務者が復帰したりする状況にあるため、19名を原則2か月間配置する予定でございます。それにより、少なくとも年間延べ114人分をカバーできると考えております。しかしながら、年度途中の急な欠員への対応が難しい場合もあるため、県教育委員会といたしましても代替教員のさらなる確保に努めてまいります。

最後に、教員免許の弾力化による教員不足の解消と学校教育の多様性を高めた組織づくりについてでございます。

我が国の教員免許制度は、いわゆる相当免許主義が取られており、原則として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校という学校種ごと、さらに、中学校、高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要とされております。

県教育委員会は、教員採用試験において、社会人経験のある者の教育現場への参画を促すとともに、教員不足の解消の一助となることを期待し、臨時免許状の授与要件について見直しを行ったところでございます。

また、教員免許状は有しないが優れた知識経験を有する社会人等に授与することのできる特別免許状や、教科の領域の一部を担当することができる特別非常勤講師の制度を活用し、様々な人材に教員として授業を持ってもらえることで学校教育の活性化を図り、子供たちに多様な

教育を行えるよう努めているところでございます。

一方、多様な人材の活用により学校の多様性が高まると思われますが、課題といたしましては、子供たちの安全・安心を守り、教員の質を担保することであり、こうした課題も含めて今後も研究してまいります。

〔企画振興部交通政策局長小林真人君登壇〕

○企画振興部交通政策局長（小林真人君）交通系ＩＣカードの更新費用を想定しているのか、今後も導入促進の姿勢を維持していくのかというお尋ねでございます。

公共交通機関におけるキャッシュレス決済の手段につきましては、長野県公共交通活性化協議会において検討を行いまして、クレジットカードのタッチ決済は子供が利用できないこと、ＱＲコード決済は処理速度が比較的遅いこと、こうした課題があることから、有識者、専門家の御意見も踏まえながら、誰もが１枚のカードで円滑に公共交通機関を利用できる交通系ＩＣカードの導入を進めることを決定したところでございます。

熊本県の事例は、地域独自カードのエリアにおいてＳｕｉｃａ等の全国相互利用可能な交通系ＩＣカードを利用できるようにする方式であったということから、独自のシステムやサーバー等の更新が必要となりまして多額の費用が見込まれたものと聞いているところでございます。

他方、本県で導入を進めております地域連携ＩＣカードやＳｕｉｃａにつきましては、ＪＲ東日本が構築したシステムを交通事業者が共用する方式であるため、更新時の費用負担が抑えられると承知しているところでございます。こうしたことから、本県では引き続き交通系ＩＣカードの導入を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山岸喜昭君）望月義寿議員に申し上げます。申合せ時間が残り僅かとなっておりますが、登壇しますか。よろしいですか。

この際、午後１時１０分まで休憩いたします。

午後０時６分休憩

---

午後１時１０分開議

○副議長（続木幹夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

宮本衡司議員。

〔52番宮本衡司君登壇〕

○52番（宮本衡司君）自由民主党県議団、宮本衡司であります。県土のグランドデザイン、持

続可能な生活圏の整備についてお伺いいたします。

昨年は、秋が短く、いきなり冬となったように感じておりましたが、今年に入り、北海道、東北、北陸の日本海側で大雪となり、各地からの被害状況に人ごとではない思いを抱えておりました。ここに来て、度々寒波が襲来し、今朝の積雪は、栄村白鳥で370センチ、森で328センチ、秋山郷で330センチを記録したところであります。

県内では、屋根からの落雪により、2月20日現在4名の方が亡くなり、雪かき作業中の事故等による重軽傷者も29名となりました。多くが御高齢の方で、何ともやりきれない気持ちであります。心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

そのような中、国県道の除排雪作業に昼夜を分かたず奮闘いただいております北信建設事務所をはじめ、建設業の皆様にご心より御礼を申し上げます。

さて、長野県の最北端、北信州奥信濃は国内有数の豪雪地帯であり、特に、栄村では、昭和20年2月12日に積雪7メートル85センチを記録した標柱がJR飯山線森宮野原駅前に立てられております。

また、千曲川の最下流域でもあることから、過去幾度となく水害に悩まされ、それゆえに、国県道をはじめ河川、橋梁、砂防堰堤等タインフラ整備が不可欠であり、県からは様々な事業を導入していただいております。

令和2年には、下水内郡栄村と下高井郡野沢温泉村の長年の悲願であった箕作と明石を結ぶ未開通区間に、箕作平滝大橋、明石大橋と橋2本が架かり、往来が可能になったと両村民も感謝いたしております。

昭和36年に開通された栄村の百合居橋は、令和元年東日本台風により千曲川の水位が橋桁に達して流出寸前となり、その下流では7戸が床上・床下浸水いたしました。これまで、百合居橋を含む県道箕作飯山線は、平成23年の長野県北部地震の復興事業として交通不能区間の整備を進めておりましたが、水害の後、残る百合居橋についても早期整備の必要性が高まり、また、当路線は国道117号の代替路線としての役割を担っていることから、堤防整備と合わせて令和元年度に事業化されました。

現在、北信建設事務所管内では、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトとして、一級河川皿川、飯山市北町築堤工事並びに一級河川千曲川、栄村の箕作から月岡地区築堤工事及びこれに伴う百合居橋架け替え工事や県道整備も、おかげさまで着実に進捗しております。

しかしながら、以前からの懸案である有事の際に国道117号を根本的に補完できる道路の整備が急務であり、有事のみならず地域住民の豊かな暮らし、観光産業の振興、物流や人的交流を確保するためにも、将来に向けた大胆な道路整備計画が必要と考えます。

国道117号は、昭和27年制定の現行道路法以前、大正9年に国道10号として認定された信越

国境をつなぐ歴史ある重要路線であります。豪雪時に新潟県の国道8号や北陸自動車道が通行止めとなると、関西方面の車両が117号に集中し、除雪作業に支障を来すことがあると業者からもお聞きしています。

国道117号については、これまで、豪雪のたびに車両がスタックしてしまい、全面通行止めとなる事象が発生しており、令和3年1月7日から8日、令和5年1月24日から25日に通行止めを余儀なくされました。

先日の最強寒波による大雪時には、7日21時から8日6時まで、飯山市の道の駅「花の駅千曲川」から栄村の道の駅「信越さかえ」まで大型車両が通行止めとなる事態が発生しました。同時に、上信越自動車道長野インターから上越ジャンクションまで、国道18号長野市豊野町大倉から新潟県上越市まで全面通行止めとなっています。

この通行止めは、週末金曜日から土曜日にかけてのことであったため、スキー場に向かう車が道の駅「花の駅千曲川」の駐車場に深夜にもかかわらず大量に避難駐車し、通行止め解除を待っている様子が見られました。大型車だけの通行止めではありましたが、集中的な除雪作業を待つ安全に通行したいとのことであったかと推察されます。

国内有数の豪雪地帯において、国県道の機械除雪をはじめ、消雪設備等、十分な備えをいただいているところではありますが、近年のゲリラ的な降雪時には、スタック車両の発生や集中除雪により通行止めせざるを得ない状況が起こっています。栄村の宮川村長からは、国道117号は住民の命の道であり、何があっても止めないでほしいとの切実な御要望をいただいています。

さらに、最近ではコロナ後のインバウンドの回復が著しく、野沢温泉村を訪れる外国人観光客はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。データのある平成28年からの野沢温泉村外国人延べ宿泊者数を調べてみると、ピークの平成30年には13万8,460人で、コロナ禍の落ち込みがあるものの、令和5年には10万978人の延べ宿泊者がありました。県内市町村別でも、令和2年には県下第1位、コロナ期を除き常に4位以内の入り込みとなっており、今後もさらに新幹線飯山駅からの外国人観光客が見込まれるところでもあります。

大雪のたびにこのような通行止めが繰り返されると、観光地のイメージダウンとなり、せっかくコロナ前に戻りつつある客足が止まってしまうのではないかと。SNSで情報が世界中に発信されてしまう時代であり、危惧しておるところでもあります。

このような状況から、豪雪地帯における冬期の交通確保をはじめ、増加するインバウンド需要等に対応し、観光産業を支えるためにも、北信地域に国道117号の代替となるような道路が必要と考えます。

また、平成23年に発生した長野県北部地震の際には、国道117号をはじめ、周辺の県道が通

行止めとなり、住民生活だけでなく、産業、観光等に多大な影響を及ぼしました。大雪をはじめ、上信越自動車道、国道18号が通行止めとなるような災害時でも、信越国境の命の道が確保でき、かつ交通ネットワークの構築とともに災害対応の強化につながる高規格道路の整備が急務ではないでしょうか。建設部長にお伺いたします。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいま信越国境における高規格道路整備についてのお尋ねをいただきました。

本年の大雪による影響として、2月初旬の寒波の際、集中的、効率的に除雪を行うため、各方面の連携、御協力の下、県内では、上信越自動車道及び国道18号を全面通行止め、国道117号及び148号を大型車通行止めとする予防的通行止めを行ったところでございます。当地域は国内有数の豪雪地帯であることから、主要な幹線道路である国道117号の雪害対策として、これまで、除雪、融雪作業をはじめ無散水消雪工の整備や舗装へのグルーピング設置などを実施してきております。また、国道117号は長野県と新潟県を結ぶ重要な路線であります。災害時における代替路がないことから、現在、箕作飯山線など並行する県道の整備を進めているところでございます。

北信州奥信濃を貫く高規格道路については、初めての御提案だと思っておりますが、この御提案については、災害に強い道路ネットワークの構築のみならず、産業や観光の振興、物流や地域間交流の拡大などにその効果を期待できるものと考えておりますが、まずは緊急輸送道路である国道117号の強靱化と確実な冬期通行確保のための除雪体制の維持、さらには代替路となる県道整備に取り組んでまいります。

今後、御提案の趣旨も一つの視点として捉え、安全・安心で快適に暮らせる持続可能な生活圏を目指し、県土のグランドデザインの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔52番宮本衡司君登壇〕

○52番（宮本衡司君）開会日の議案説明において、知事は、人口減少対策の一環として、県土のグランドデザインをつくり、持続可能な生活圏の整備の検討に着手するお考えを示されました。長野県内では、中央自動車道、長野自動車道、上信越自動車道が全線供用され、多くの分野にストック効果をもたらしております。

さらに、現在進められている高規格道路は、計画中的のものも含めて、三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道、中部横断自動車道、松本糸魚川連絡道路、伊那木曾連絡道路、上信自動車道があります。また、構想路線として、松本佐久連絡道路、上田諏訪連絡道路があります。しかし、奥信濃の国道117号沿いには構想すらなく、まさに高規格道路の空白地帯となっております。

す。

長野オリンピックに向けてのインフラ整備は、かつて北高南低などとやゆされていた時期がありました。県行政は北に手厚く南に薄いという意味と解釈しております。ただし、ここで言う北とは長野市までのことであり、新潟県に近い奥信濃はオリンピックのインフラ整備から取り残された地域となっております。

もちろん、県からの恩恵を全く受けていないなどと言うつもりはございません。御配慮いただいております雪害対策事業などに加え、長野県北部地震の際、阿部知事は発災翌日から栄村に入り、村民と向き合い、村の将来について語り、その後の復興に大変な御尽力をいただき、今日に至っております。

リニア中央新幹線長野県駅周辺整備により、かつて南低と言われた南信地域も、三遠南信自動車道をはじめとするインフラ整備が着々と行われていることは大変喜ばしいことでもあります。長野県全域に均等均衡な行政の光を当てるという理念は、長野県政の揺るぎなき伝統であります。

冬期間雪に閉ざされ、雪と共に暮らしてきた奥信濃地域が、隣接県や県内各地とつながり、持続可能な生活圏として維持できるよう、雪害や災害に強い高規格道路の早急な整備の検討をぜひともお願い申し上げ、次に参ります。

駅伝競技の振興について伺います。

先月開催された都道府県対抗駅伝では、男子は4連覇、また、女子は4度目の入賞、5位という好成績でゴールしました。全国最多の優勝を数える男子は、連覇のプレッシャーを物ともせず、大会新記録のタイムで史上初の4連覇。最多記録を11勝へ伸ばし、駅伝王国として大きな存在感を示していただきました。7区間を4年間つないだ28人、県民に夢と勇気、感動を与えてくれた選手とチームのメンバー、関係者の皆様に改めて敬意と感謝を申し上げます。

総距離48キロメートルを7人でつなぐ当レースは、原爆ドームのある平和記念公園前を発着点とし、巖島神社のある宮島の対岸で折り返す、この二つの世界遺産をつなぐ沿道には多くの市民の皆さんが詰めかけ、長野県からは、阿部知事をはじめ私ども議員有志も加わって選手たちに熱いエールを送ったところです。

昨年末に行われた全国高校駅伝においては、佐久長聖高校、長野東高校の男女アベック優勝を果たすという快挙を成し遂げました。県内では、有力な実業団チームがない中であって、小中学生の育成を徹底するとともに、全国高校駅伝強豪校を軸に、全国の大学や実業団に入っても再び長野県の選手として出場するなど、選手層も厚くなり、好循環を続けています。

長野県が全国屈指の駅伝強豪県となった理由として、長野県縦断駅伝や市町村対抗駅伝、さらには、県内各地域で盛んに行われている各種大会の存在が大きいのではないかと思います。

特に、昭和27年にスタートした長野県縦断駅伝競走は、日本が戦後の荒廃から立ち上がろうとしていた頃、若者たちの体力と精神力を養うのに役立つスポーツをと、県下を南北に縦断する市郡対抗の駅伝として誕生しました。

各地域の代表としての誇りを胸に、北から南に一本のたすきをつなぐ大会は、既に半世紀を超え、今や県縦とも称される信州の秋の風物詩として県民に親しまれており、39回の最多優勝の記録を持つ上伊那をはじめ、各チームの力走により、年々にドラマが生まれてまいりました。

県縦は、長い間、長野市の信濃毎日新聞社前をスタートし、飯田市の県飯田合同庁舎をフィニッシュ地点とする2日間で行われ、開催年によって区間数や距離は異なりますが、200キロメートルを超える距離で競技が開催されてきました。令和2年、3年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止を余儀なくされましたが、令和4年からは、2年かけて、2日間で県下を縦断する形で再開したところです。隔年ごとにコースが変わることから、全県的な関心が薄れるのではないかと危惧する声もありましたが、信州のたすきをつなぎ続ける選手の方々の熱意や大会の意義は不変であろうと思っております。

駅伝王国長野として県民に元気と勇気を与え、また、スポーツ振興にも大いに貢献するこの大会を、県としても、今後さらに発展、充実できるように支援していくことが大切かと思いますが、知事の所感をお伺いたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には長野県縦断駅伝競走大会の支援についてという御質問を頂戴いたしました。

私も、広島のと都道府県対抗男子駅伝を応援させていただき、多くの皆様方と共に声援を送らせていただきましたけれども、まさに宮本議員がおっしゃるように、長野県は本当に多くの皆様方の力で駅伝が発展し、そして、今や駅伝王国長野とも称されるようになってきたところがあります。

御質問にありました県縦断駅伝につきましては、県内の各地域で、中高校生から社会人までの異なる年齢の選手が共に練習をすることで、競技力の面で好循環を生み出すとともに、本県の駅伝文化の歴史と伝統の継承に大きな役割を果たしているものというふうに受け止めております。

また、この県縦断駅伝の開催は、長野陸上競技協会の御尽力はもとより、地域の皆様方の御理解やボランティアの協力、沿道の皆さんの熱心な応援など、多くの県民の皆様方に「みる」「ささえる」といった様々な形で駅伝に参加していただくよい機会となっていると思っております。県民全体で駅伝王国長野をつくり上げていく上で大きな役割を果たしているというふうな受け止めております。

私ども長野県も主催者の一員ということで加わらせていただいているところでございます。今申し上げたように、関係の皆様も非常に多くいらっしゃいます。熱い思いを抱かれています。方々もいらっしゃいますので、そうした皆様方の御意見も伺いながら、この県縦断駅伝をよりよい形で発展、充実することができるよう県としても支援していきたいと考えております。

以上です。

〔52番宮本衡司君登壇〕

○52番（宮本衡司君）コースや形態が変わり、これに少なからず違和感を覚える県民や大会関係者もいらっしゃると思いますが、様々な声があるということをお承知おきいただければ幸いです。

次に、国民スポーツ大会について伺います。

全国知事会が昨年8月にまとめた意見書では、競技団体の基準を満たす施設を単独の都道府県で整備するのは困難なため、複数の都道府県開催のほか、開催時期等の弾力化、開閉会式の簡素化、式典・競技会開催費の半分以上を国と日本スポーツ協会で負担することなどを求めています。

これに対して、改革案を議論する日本スポーツ協会の有識者会議が3月に取りまとめる提言では、トップ選手がそろって国内最高水準の大会として全国各地から観戦客を呼び込むほか、開閉会式や運営の抜本的な簡素化、効率化が盛り込まれる見通しと報じられています。

阿部知事は、年頭の記者会見で、国民スポーツ大会を通年開催する改革案についてよい方向性だと評価されておりますが、島根かみあり国スポを令和12年に控えている島根県の丸山知事は、トップ選手の出場には国際記録として認定できる競技施設が必要だと指摘し、国際大会に近い施設整備の基準の引下げを求めている内容に逆行しているとした上で、東京、大阪、愛知が3年ごとに開くのかという感じだと批判。各競技団体が既に実施する国内最高峰の大会との両立を疑問視されております。

さらに、トップ選手が参加しやすい時期に各競技を分散する通年開催化を軸とした国スポの改革案をめぐる、トップ選手出場は国際水準の競技施設整備が求められると指摘し、島根では1,000%できない。改革案は47都道府県の持ち回り開催をしないと言っているのと同じだと批判されております。

戦後すぐの昭和21年、疲弊した国民の健康増進、体力向上、地方のスポーツ振興と文化発展への寄与を掲げて第1回大会を近畿地区で開催した国体・国スポは、47都道府県を巡ることによって全国にスポーツ施設が整備され、スポーツ組織の充実や競技力の向上に貢献するなど、我が国及び地域のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきました。その国スポも、令和17年三重開催で2巡目を終え、令和18年から3巡目に入ります。急激な少子化や人口減少、地方財政

の逼迫、競技ごとに行われる他の全国大会の充実など、取り巻く環境の変化も踏まえた見直しが重要ではないでしょうか。

また、令和10年には、信州やまなみ国スポ・全障スポ大会が長野県で開催されます。やまびこ国体から50年、長野冬季オリンピック・パラリンピックから30年の長野県にとって非常に大きな節目の年に、多くの皆さんの記憶に残るすばらしい大会となるよう期待しています。

そこで、全国知事会の副会長であり国民運動本部長である阿部知事に、国スポの改革についての所見と、3年後に開催を控えた信州やまなみ国スポ・全障スポ大会に向けた思い、意気込みを伺います。

今年度の国民スポーツ大会冬季大会が、1月から2月にかけて、スケート、アイスホッケー競技が岡山県、群馬県で、スキー競技会が秋田県で開催され、本県選手が大いに活躍し、立派な成績を残してくれました。スケート競技会の総合成績は、天皇杯2位、皇后杯1位、スキー競技会の総合成績は、天皇杯2位、皇后杯3位でありました。

また、1月に開催された全国高等学校スケート大会においては、6種目で優勝を飾り、学校対抗では、小海高校の女子が2位、男子が3位の成績を収め、エムウェーブで開催された全国中学校スケート大会では、南佐久勢を中心に4種目で優勝と上位入賞を果たしました。

そして、2月に開催された全国高等学校スキー大会では、リレー種目において男女ともに飯山高校が優勝、学校対抗の男子は飯山高校が2年ぶり18度目の栄冠に輝き、女子も2位という好成績でありました。また、野沢温泉村で開催の全国中学校スキー大会においては、クロスカントリー種目を中心に四つの優勝と上位入賞を収め、中高校生共に全国の舞台で大いに活躍してくれました。冬季スポーツは本県のお家芸とも言える種目で、令和10年の信州やまなみ国スポでの活躍も期待されているところです。

長野県では、昭和23年に第3回冬季大会を野沢温泉村でスキー競技を、翌年の第4回は諏訪市でスケート競技を開催。以降、スケート競技やスキー競技施設を有する市町村が幾たびも担っており、軽井沢町では5回、長野市、白馬村などでは3回の開催実績があります。

信州やまなみ国スポ・全障スポ大会の競技会場地となる市町村では、現在、準備委員会を発足させ、進めていますが、特に冬季大会は全国的に実施可能な施設に限られるため、おおむね10年に一度本県での開催が回ってくるという状況の中で、競技会場となる市町村では、施設整備費や大会開催経費についての多額の財政負担が見込まれており、この状況は今後も続くことが予想されます。

開催までに3年を残すのみとなり、施設整備が本格化してくる中で、整備費の高騰なども相まって、財政負担はさらに大きな課題となっています。財源確保に当たっては、スポーツ振興くじ助成金、いわゆるt o t oも活用しておりますが、助成限度額が令和3年度から段階的に

引き下げられており、開催に向けた十分な施設整備が実施できなくなる懸念が生じております。

冬季スポーツをリードする本県が今後もさらに躍進し、信州やまなみ国スポの大会成功に向けて、県、市町村が一緒になって取り組むことが必要と強く思うところであります。県において、冬季競技施設についても本大会と同様に補助制度を設けるなど、市町村の財政負担を軽減していくことが必要と考えますが、知事の所感をお伺いいたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）国民スポーツ大会に関連して何点か御質問を頂戴いたしました。

まず、国民スポーツ大会の改革についての所見という御質問でございます。

現在、国民スポーツ大会の在り方につきましては、日本スポーツ協会の有識者会議の場において議論されているところでございます。私も、全国知事会の代表として参加させていただいており、大会理念の明確化をはじめ、開催時期や期間、総合成績や順位づけ、競技の規模、参加者数、開催自治体の負担軽減などの論点について問題提起をしてきたところでございます。

3月にはこうした論点を踏まえた有識者会議の提言が取りまとめられていく予定でありまして、国スポが持続可能な大会となるよう、引き続き全国知事会の国民運動本部長として関与していきたいというふうに考えております。

都道府県知事の御意見は、論点によってはかなり差があるということがあって、なかなか取りまとめが難しい部分もありますが、我々都道府県としては、経費負担が都道府県の負担に偏り過ぎているのではないかとということを含めてしっかり問題提起をしつつ、その一方で、国民スポーツ大会が多くの皆様方に注目される持続可能な大会となるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、こうした見直しの方向性のうち、3巡目を待たずに取り入れることができるものは2巡目から適用していくということを知事会からも提言させていただいております。こうした見直しが行われた場合には、信州やまなみ国スポにおいても必要な改革を行っていきたいというふうに思っております。

また、国スポ・全障スポの開催に向けた思い、意気込みという御質問でございます。

長野県では、スポーツを通じた元気な長野県づくりということを通大会の開催を通じて実現していきたいというふうに思っております。具体的には、障がいのある人もない人も楽しめるスポーツ機会の拡大と共生社会づくり、さらには、競技施設・用具の整備を通じたスポーツ環境づくり。そして、本県が取り組んでいるSDGsやゼロカーボンといった取組との連携、こうした長野県の持つ資源や価値を広く発信する大会にしていきたいというふうに考えております。

こうした考え方の下、多くの県民の皆様方の御協力が必要であります。これからさらに準備

作業を加速化していかなければいけないわけでありますけれども、この信州やまなみ国スポ・全障スポが多くの皆様方の心に残る意義のある大会となるように取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、国民スポーツ大会の冬季大会会場地市町村への財政負担の軽減ということでございます。

御指摘のとおり、国スポの冬季大会につきましては、そもそも全国的に実施可能な競技施設が限定されているということもありますし、その結果、短期間のサイクルで開催地とならなければいけないということで、開催地、とりわけ市町村の負担が大きいことから、その軽減を図ることは重要な課題だというふうに思っております。そのため、県といたしましても、国スポの冬季大会の会場となる競技施設の整備につきましては、来年度支援制度を設けていきたいというふうに考えております。

また、冬季大会の競技施設整備に対する日本スポーツ振興センター、スポーツ振興くじ助成金の補助限度額が、これも御質問にありましたように引き下げられているという現状も踏まえまして、昨年11月に助成金等の拡充を求める緊急要望をスポーツ庁に対して行わせていただいたところでございます。

あわせて、先ほどの日本スポーツ協会の有識者会議の場におきまして、この冬季大会は、実質的に開催地が一部の都道府県に固定化されている競技であるわけでありますので、国などからの手厚い財政措置が必要だということについても訴えさせていただいているところでございます。

今後とも、この冬季大会をはじめとした国民スポーツ大会が持続可能な大会となるよう、国や関係方面に対して開催地の負担軽減を強く求めていきたいと考えております。

以上です。

[52番宮本衡司君登壇]

○52番（宮本衡司君）それぞれ御答弁をいただきました。国スポの開催に向けて、県、市町村が共に連携してこれに取り組み、大会の開催を契機に、「する」「みる」「ささえる」のスポーツ文化が発展することを御期待申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、小山仁志議員。

[27番小山仁志君登壇]

○27番（小山仁志君）中小零細企業は、人手不足による人材確保のため、やむを得ない追い込まれ型の賃上げに直面しています。昨年の厚生労働省の労働経済白書によりますと、日本は人手不足が賃金の引上げをもたらす効果が大きく、生産性の改善の影響は少なかったことを示し

ています。

また、日本商工会議所の調査において、賃上げをする中小企業の約6割が業績改善を伴わない防衛的賃上げであり、その理由で最も多かったのが、人材確保や採用でありました。ここ数年、春闘における高水準の平均賃上げ率など賃上げの機運が高まる一方で、中小企業における長期的、粘着的な人手不足の高まりによる賃上げは、生産性の改善で遅れが目立つ中小企業の課題、実態を浮き彫りにしているようにも思います。人手不足による防衛的賃上げについて、県内中小企業の実態をどのように県では把握、認識されているでしょうか。

また、ここ数年にわたり、中小企業に対し、生産性の向上などを通じた賃上げを実現するための環境整備に向け、省力化やIT導入支援、業務改善のための助成金など支援施策が講じられてきましたが、その施策の効果が賃上げに結びついているのか、まだまだ課題が多いと感じます。

これまでの支援施策に対する成果とともに、賃上げの原資を創出するような生産性や付加価値の向上に向けた取組をさらに強化し、普及拡大を図っていくことは急務と考えますが、県は今後どのように取組を進めていくのか、伺います。

経済の好循環を生み出すような賃上げのために不可欠なのが、価格転嫁です。大手企業による積極的賃上げ率が高水準となる一方、雇用の7割を占める中小企業との格差が憂慮される中で、価格転嫁の重要性は増しています。

近年、原材料やエネルギーなどコスト全般が上昇を続け、深刻な人手不足を背景にした賃上げが上昇カーブを描く中で、賃上げの原資にもなるコスト上昇分の価格転嫁の強化が急がれます。

今国会で法案が提出されている下請中小企業振興法の改正案では、価格転嫁を促すため、積極的に中小企業の振興に必要な施策を推進することが自治体の責務として定められています。法改正を踏まえ、県ではどのように積極的な取組を行っていくのか。労務費を含めた価格転嫁への行動変容を促し、社会的責任としての重要性について県としていかに機運醸成を図っていくのか、伺います。

急速に進む少子化と人口減少という人口動態の構造的課題に直面する中で、人口減少に耐え得る社会経済への転換が避けて通れません。既に分野を問わず顕在化する人手不足が今後さらに深刻化することは、様々な研究機関等の報告書においても指摘されています。

リクルートワークス研究所の報告書では、2040年、日本の労働力不足は1,100万人。また、県は2030年に7万5,000人の労働力が不足することを推計しています。特に、医療や介護、運輸や建設など生活に密着するサービスにおいてその不足が顕著となり、当たり前のように享受しているその水準が大きく下がることが予測されますことから、労働供給を増やし、働きたい

人のニーズと雇用者のニーズをマッチングすることが求められます。

高齢化が進む中で、シニア世代の求職者は急増しており、ハローワークで職を探す65歳以上の有効求職者数は25万人と、10年で2.2倍となっており、その割合も上昇しています。一方で、就職率は21%にとどまっており、高まっているシニア世代の働く意欲やこれまでの経験、能力が活かされ、労働供給制約の緩和につながるような就労支援が求められると考えますが、県の取組について伺います。

信州未来共創戦略では、女性から選ばれる寛容な社会づくりと、女性の就業率70%以上を施策推進の目標に掲げています。本県の人口の社会増減を見ますと、二十歳から24歳の転出超過が最も多く、特に女性の転出超過は、2023年1,751人、男性の倍を超える数値となっており、就職段階で転出超過が突出して多いことが見てとれます。

こうした実態から明らかなのは、地域における雇用力や雇用移動で、女性や若者を引きつけられる魅力的な地域づくりが必須であるということであります。就職先でのライフスタイルやキャリア形成などの思い描く未来がネット上でも一目瞭然な時代において、自分の理想と異なる就労環境となる企業や事業所が選択されることはありません。

本県においても、様々な認証制度等の推進を図っていますが、寛容性が高く、働きがいのある魅力的な企業、事業所づくりに向け、さらなる魅力を高めていただくこと、また、そのことを若者や女性に届けていくための情報発信の在り方についても工夫と強化が不可欠であると考えますが、県の対応策についての考えについて、以上、これまでの一切を産業労働部長に伺います。

宿泊税についてです。

法定外税となる宿泊税で重要なのは、その目的の明確性と併せ、税収の用途が具体的に示されることであると考えます。宿泊税の導入はあくまでも手段であり、その活用によりどのように観光振興の持続力を高めていくかが求められますことから、税収の使途、活用の決定に対しいかにしてガバナンスを効かせていくかという観点で質問いたします。

まず、観光振興のための税という目的を明確にした運用についてです。

観光は裾野の広い産業であり、様々な運用に深く関わることから、解釈の仕方によってはその使途が大幅に広がることも懸念されます。条例における目的の明記にとどまらず、行政計画や観光戦略等に使途や投入分野を厳選しながら具体的に明記し、その範囲で優先度の高い事業を企画、実行するような仕組みの構築が必要です。

国の交付金等の要件を念頭に置きますと観光計画も総花的になりがちですが、宿泊税という独自財源は独自事業の展開も可能とします。どういう部分にどういう投資を行い、地域を強化していくか。目指すべきビジョンや将来像を描き、実現に向けたロードマップなど地域内での

議論を重ねた戦略による展開は、その実効性を大きく左右します。宿泊税の財源を前提とした計画、マスタープランの策定が不可欠であると考えますが、県の対応策について伺います。

また、運用段階に加え、事業評価段階における効果測定や評価、それらを踏まえた次期計画や方針への反映等も重要となります。こうした仕組みの構築とその透明化、情報公開が、観光振興の実効性を高め、観光関連事業者や地域住民の監視を受けやすい環境設定と御理解をいただく上でも前提になると考えます。新たな観光ニーズや環境変化への対応のためにも、一定期間でのローリングも必要です。宿泊税について、こうした透明性の高い事業評価の仕組み構築と、その公表への取組についても併せて伺います。

観光サービス産業において長年にわたり染みついているような課題として、需要の季節変動の大きさがあります。繁忙期と閑散期の差により、労働力の一定期間への集中を余儀なくされますことから、非正規の有期雇用が占める割合が高くなっており、従業員の知識やスキルの継続的な蓄積による労働生産性の向上が制約を受けてしまっています。

人材確保も大きなハードルとなり、繁忙期におけるサービスの供給制限が迫られる実態もあります。通年にわたる雇用の創出など、観光産業における需要の平準化に向けた取組は、観光振興策において避けて通れない課題ですが、どのように対策を講じていくのか、伺います。

また、製造業などと比較し、宿泊業における労働生産性の低さは突出しています。おのずとDX化による予約・客室・生産管理システムの導入やデータによるマーケティング、接客改善への活用などが必須となりますが、観光庁の調査によりますと、必要性が認識されていない、知識・スキルを持った人材が不足しているという理由がそれぞれ5割近くとなっており、DX導入による生産性向上への課題が明らかになっていますが、こうした課題をどう克服し、労働生産性向上に結びつけていくのか、お考えを伺います。

個人旅行化が進み、観光地を相対的に比較する傾向が強くなり、観光地間競争も激しくなる中で、観光地における誘客促進に向けたマーケティングのための面的なDX化も活用していかなければなりません。

DX化によるデータ分析の向上には、データの蓄積、拡充が重要となりますが、個別施設のDX化促進を観光地における面的DXの構築につなげながら高付加価値化につなげていくべきと考えますが、県としての対応策について、以上5点を観光スポーツ部長に伺います。

人口減少社会において、人の移動や交流が地域活性化により重要な時代を迎え、観光産業は成長産業の柱として位置づけを明確にした施策を講じていかなければなりません。観光産業が固定的、粘着的に抱える需要の平準化や人材の確保定着などの本質的な課題の解決に対しましても、宿泊税を財源としながら積極的に対応策を講じていくことが観光産業の成長化への前提となると考えますが、課題克服に向けた知事の強い決意についてお伺いしたいと思います。

〔産業労働部長田中達也君登壇〕

○産業労働部長（田中達也君）私には人材確保の推進について5点御質問をいただきました。

初めに、県内中小企業における防衛的賃上げの実態についてでございます。

県内の民間労働組合を対象に調査した令和6年春季賃上げの平均妥結額は、前年を2,432円上回り、平成5年以来となる9,000円台となっております。

直近のこの民間調査によりますと、県内の100人以下の企業が令和7年度にベースアップを実施する理由は、従業員の定着が86.2%と最も多く、従業員の確保が75.9%であります。一方、業績向上による従業員への還元は25.9%にとどまっている、こんな状況でございます。

コストカット型経済の下で続いてきた、雇用は守るものの賃金は上がらない、こういった状況から、賃金が毎年上昇していくことを考える経営への変化が起こりつつありますが、中小企業では、人材確保・定着を理由とするいわゆる防衛的賃上げが大勢を占めている状況と認識しております。

次に、賃上げ実現に向けた支援の成果と今後の取組についてでございます。

県内企業の持続的な成長と賃上げを後押しするため、長野県総合経済対策の下で強靱で健全な経済構造への転換支援に取り組んできているところでございます。

生産性向上の支援としましては、賃上げを行い、生産性向上に資する設備投資に取り組む事業者への補助により、これまでに県内企業24社の業務効率を図ったほか、県中小企業融資制度でも前向きな設備投資を支援しております。

他方、取組を進める中で、デジタル技術を活用した省力化などの進め方が分からない事業者が多いという課題も明らかになってきております。このため、県では、昨年12月に長野県デジタル化一貫支援サイトを開設し、デジタルツールの情報提供から導入支援まで行う体制を整え、事業者の省力化に向けた初めの一步を後押ししております。

さらに、今後は、効率化に向けた業務の共同化、M&A等を通じた経営多角化や規模拡大、また、世界の成長を取り込むための海外市場への進出とブランド力の向上など、事業活動の付加価値労働生産性の向上に向けた取組を強化してまいります。

次に、法改正を踏まえた取組と価格転嫁の機運醸成についてでございます。

これまでの間、県では、県のSDGs推進企業の登録要件へのパートナーシップ構築宣言の追加をはじめ、令和4年度から価格交渉サポートセミナーを開催し、昨年7月のセミナーでは、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を中心に、よろず支援拠点のコーディネーターに解説いただき305名が受講するなど、取引適正化に向けた取組を実施してきたところでございます。

引き続き国との連携強化を図りながらパートナーシップ構築宣言のさらなる普及を進めてい

くとともに、3月に実施される価格交渉促進月間と歩調を合わせ、新たに全県で価格転嫁促進アクションを展開してまいります。この中では、地域振興局商工観光課へのサポート窓口の設置に加え、地域の商工団体や金融機関等と連携した相談対応、また、県内4会場で価格交渉セミナーや相談会を開催し、国の労務費指針や支援情報の周知など、県下各地でさらにきめ細かくサポートしてまいります。

また、親企業の協力の下、下請企業の体質を強化し成長を促すことを目的とした下請中小企業振興法の趣旨を踏まえ、発注者側と受注者側双方の立場に応じた行動変容を促す取組も行いながら社会的責任としての価格転嫁についての機運醸成に取り組んでまいります。

次に、労働供給制約の緩和につながるシニア世代の就労支援についてでございます。

労働市場では、多くのシニアが希望する清掃、運搬、包装業務や事務職の有効求人倍率は恒常的に1.0倍を下回り、仕事や職種、勤務条件がなかなか合わないといった雇用のミスマッチが起きております。

この背景には、体力、健康面での不安や、仕事以外の趣味、家庭時間を重視するといったシニア世代の就労に対するニーズが存在することから、県では、職場環境改善アドバイザーによる柔軟で多様な働き方の制度導入や、長野ダイバーシティワークによる短時間業務の切り出しなどの企業支援のほか、求職者を対象とする民間活用委託訓練においておおむね60歳以上の方のスキルアップ、スキルチェンジを実現する訓練コースの設定など、働きやすい職場づくりの支援や企業とのマッチング強化、リカレント、リスキリングを通じた労働移動の促進を図っております。

また、シニアのスキルや経験を生かした就労が進むように、企業が県外の専門人材を採用した際にその給与費の一部を助成するプロフェッショナル人材就業促進補助金を県内の専門人材にも拡充する予定でございます。これらの取組により、雇用のミスマッチの解消を図ることでシニア世代の就労を促進し、一人一人の希望に沿った働き方の実現と、県内産業の人手不足の緩和につなげてまいります。

最後に、魅力的な企業づくりとその情報発信の工夫と強化についてでございます。

信州未来共創戦略においては、若者・女性にとって魅力ある企業が増加し、U I ターンを含めて多くの方が県内での就労を希望している、これを「2050年にありたい姿」に掲げ、「2030年に目指す旗」を、くるみん・えるぼし、職場いきいきアドバンスカンパニーのいずれかの認証を取得している企業数を2,000以上としております。

こうしたありたい姿や目指す旗の実現に向け、来年度は職場環境改善アドバイザーを増員し、魅力ある職場づくりの働きかけの強化や、アドバンスカンパニーの認証項目として企業における女性の健康管理対策や企業独自の休暇制度の取得状況の追加を行うほか、若者にとって就職

の際の企業選択の魅力の一つとなるよう奨学金返還支援制度を導入する企業のさらなる増加に取り組み、若者・女性の県内就職、定着促進を図ってまいります。

こうした取組の情報発信においては、新たに動画やSNS等若者にリーチする広報媒体を活用するとともに、企画振興部の若手インフルエンサーを活用した情報発信事業の活用についても考えてまいります。

今後も、若者や女性にとって働く魅力のある企業のさらなる増加に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔観光スポーツ部長加藤浩君登壇〕

○観光スポーツ部長（加藤浩君）私には五つの質問でございます。順次お答えいたします。

まず、宿泊税の財源を前提としたマスタープランの策定についてでございます。

観光振興財源の活用にあたりましては、全県で一体となり、方向性を共有した上で施策に取り組んでいく必要があることから、宿泊税を財源とした具体的な取組につきましては、県の観光振興審議会に設置する部会において検討し、観光ビジョン（仮称）等をお示しした上で議会の予算議決を経て決定することを考えております。

また、ビジョンの検討に際しましては、長野県らしい観光コンテンツの充実や観光客の受入れ環境整備など、現在お示ししております方向性を念頭に置き、効果が薄まきにならないよう、施策、地域を極力重点化し、納税者に税導入の効果を実感いただけるように取り組んでまいります。

次に、宿泊税を活用した事業の評価と公表についてでございます。

宿泊税を活用した事業がより効果的な形となるよう、評価と公表に関しましては、今回お示しした条例案に規定しており、毎年度宿泊税を財源とする事業の内容と目標を定めて公表し、年度終了後には事業の検証と評価を行い、その結果を公表することとしております。

また、検証と評価にあたりましては、観光振興審議会に設置する部会において観光事業者や市町村から意見をお聞きいたします。宿泊税の活用につきましては、用途の検証、検討はもとより、事業の評価結果の公表についても条例に位置づけることにより、納税者や観光事業者などに税の導入の効果を実感いただける透明性の高い制度としてまいります。

次に、観光産業におけます需要の平準化に向けた取組についてでございます。

県では、これまで、観光機構とも連携し、地域のDMOや観光協会などに対しまして、季節に応じた魅力を高め、年間を通じて集客できる観光地づくりを目指し、新たな観光コンテンツの創出や受入れ環境の整備を支援してまいりました。

また、特に季節により忙しさの差が大きいスノーリゾートに対しましては、今年度から、収

益機会の確保を促すため、スノーリゾート再構築支援アドバイザーを設置し、グリーンシーズンにおけます集客策や戦略策定への支援を実施しており、また、平日の利用が期待できるインバウンドや学習旅行の誘致などにも継続して取り組んでいるところでございます。

加えまして、旅行者側への働きかけといたしまして、休暇の取得促進と分散化が有効であることから、国に対しまして連続休暇の確保や休暇の分散を要望しており、引き続き働き方の変化についても取り組んでまいります。

次に、宿泊業における労働生産性の向上についてでございます。

小規模な事業者が多く人手不足が課題の本県の宿泊業におきましては、DX化を進める必要性の理解はもとより、スキルを持った人材の育成が、生産性向上に加えまして、サービス向上の観点からも重要と認識しております。このため、県では、昨年度から宿泊業などの経営者を対象とした人材育成セミナーの中で、DX導入の必要性や効果、具体的な導入事例など、DX活用をテーマとしたプログラムを実施しております。

また、今年度は、松本市と野沢温泉村をモデル地域といたしまして、地元宿泊事業者に対して専門家が伴走支援をしながら、DXも活用した業務の改善や業務の細分化などにより生産性の向上を図る事業も実施したところでございます。今後も、最新の技術などを学べる機会を提供するセミナーの開催などを通じまして、DX活用の効果や導入方法の普及を図りながら宿泊事業者の生産性向上に取り組んでまいります。

最後に、観光地における面的DXの構築についてでございます。

観光地における面的DXの導入は、再来訪を促すための旅行客の関心に合わせたプロモーションが可能となるほか、消費行動等を分析し、より付加価値を高める観光地づくりにつながると認識しております。そのため、来年度から、新たに、個別の宿泊施設や観光施設において、面的DXの前提となりますオンラインによる予約や決済が進むよう、宿泊施設における予約管理システムなどの導入に対して支援を予定しております。

また、面的DXの先進事例を見ますと、DMOや観光協会が中心となって地域共通のホームページから宿泊施設の予約などを行う仕組みを構築し、観光客の情報を蓄積、分析していることなどを踏まえ、今後は、DMO等に対する連携基盤の整備や専門人材の育成の支援などにより、地域を単位とした面的DXを推進し、高付加価値化を実現してまいります。

以上でございます。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）私には観光産業の課題克服に向けた私の決意を伺うという御質問をいただきました。

観光需要の平準化や人材の確保定着など幾つかの課題についての問題意識や方向感について

は、観光スポーツ部長から今申し上げたような考え方ではありますが、引き続き問題意識をしっかりと持って観光政策に取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

特に、人口減少社会に入っていく中で、一つは、国内需要は今までと同じことをしていれば当然減少してしまうこととなります。長野県は比較的大都市部から近接した地域ということもあり、多くのお客様にお越しいただいているわけではありますが、この人口動態も踏まえれば、中長期的な視点もしっかり持って取組を進めていくということが必要になってきていると思えますし、今、インバウンドの皆様方に順調にお越しいただいているという状況ではありますが、海外からの旅行者受入れのための環境づくりもこれまで以上にしっかりと力を入れていかなければいけないと考えております。

加えて、人材の確保については、ある意味まさに他産業との競争になる部分もございますし、また、観光産業の特有の課題として、やはり季節的な旅客需要の変動が大きいといったようなこともありますので、そうしたことを考えると、例えば、人材の確保育成等についても、単に観光産業だけを念頭に置くのではなく、他産業との連携、ダブルワークみたいな働き方も含めてしっかりと県として考えていかなければいけないというふうに思っております。

こうしたことを考えますと、この観光産業の振興という課題は、一般的な産業振興として課題となっている問題と、観光産業特有の課題の両面でしっかり問題意識を持って取り組んでいくことが重要だというふうに思っています。

今、宿泊税導入に向けて条例案を御提案させていただいているところでありますけれども、観光に投入する財源も限られる中で、我々としてはこれまで観光の課題に努力してきたわけがありますので、こうした財源を確保することができれば、幅広い観点で観光振興のためにももっと傾注していくことができるというふうに思っております。

人材確保や交通の問題、海外へのPRなど観光そのものの課題については、この税の活用も含めてしっかりと取り組んでいきたいというふうに思いますし、また、産業共通の課題については、観光という観点だけではなく、もう少し幅広い見地から人材の確保育成等も含めてしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

いずれにしても、長野県は世界に誇るべき観光資源をたくさん持っている県であります。こうした資源をもっともっと有効に活用していかなければいけないというふうに思っています。世界水準の山岳高原観光地づくりを目指して、観光産業の関係者の皆様方、市町村の皆様方もしっかりと連携し、観光スポーツ部のみならず関係する部局の力を結集して、長野県が観光地としてさらに発展することができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

〔27番小山仁志君登壇〕

○27番（小山仁志君）観光は、これからの経済活性化の柱、また、地方創生の切り札とも言える有望な分野というふうに捉えるべきだと思いますし、その投資のための独自財源の期待もおのずと高まるわけですが、改めて世界に誇る信州の観光振興、あるべき姿、将来像を描きながら、それに接近して、実現していくためのステップを具体的に取る取組が求められていると考えます。

税の実効性をしっかりと担保していく制度設計をお願いさせていただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）次に、小池清議員。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）自由民主党の小池清です。

それでは、初めに新田副知事予定者の施策方針について伺いたいと思います。

今回、新田部長が副知事に起用されることが提案されています。阿部知事は、人口減少対策の一環で、県土のグランドデザイン策定、持続可能な生活圏の整備の検討に着手する考えを示されており、新田氏の起用は、こうした施策や災害対応の強化、DXの推進、国との調整などを進める趣旨があるとされています。

国では、第三次国土形成計画において、持続可能な生活圏の再構築に関し、生活に身近な地域コミュニティの再生、地方の中心都市を核とした市町村界にとらわれない新たな発想からの地域生活圏の形成への取組、さらに東京一極集中の是正が示されています。

また、令和6年補正地域生活圏形成リーディング事業において、地域生活圏の形成を目指すことが重要であり、地域経営主体の育成が急務であるとされ、地域生活圏の形成を強力に推進し、地方創生の早期実現を図るとしてあります。支援対象者は官民で構成される協議会で、都道府県の参加が必須とされています。経団連からも、日本が成長するための道筋を示す2040年までの中期ビジョン「FUTURE DESIGN 2040」が発表されました。地方創生策として、行政区域にとらわれない広域連携を推進する新たな道州圏域構想を提案してあります。

こうした状況を踏まえ、南信州地域では、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通を地域の新たな発展への絶好の機会と捉え、愛知県、静岡県など近隣する地域との経済連携拡大に期待してあります。こうした中、南信州地域の将来像として、中枢都市圏の設置に向けた取組を期待してあります。そこで、新田部長の副知事就任に向けての現状認識と、これからの取組に関しての方針の内容を伺いたいと思います。

2項目めとして、林務政策について伺います。

長野県では、森林の若返り促進と安全・安心な里山づくりの取組として、再造林省力化モデル推進事業に取り組んであります。計画的な主伐・再造林を進め、今後10年かけて80年サイク

ルで更新する仕組みを構築するため、令和6年度から長野県森林づくり県民税を活用し、再造林省力化モデル推進事業、架線の架設・撤去にかかる経費を支援する取組をしております。

また、南信州地域は地形が急峻、地形の起伏に富んでおり、地質が非常に脆弱などの条件から、林業基盤の林道や作業道を開設することが非常に困難な地域です。こうしたことから、空の道であります架線を使った集材を進めることが必要であり、森林組合を中心に架線技術の習得の取組を進めております。

そこで、伺いたいと思います。

まず初めに、森林整備事業の予算確保について伺います。

信州の森林づくり事業の予算確保については、令和6年度の予算執行可能額に大幅な差が生じ、事業への取組に支障が見られました。令和7年度からの継続的で確実な予算の確保に関する取組を伺います。

次に、現場条件に応じたきめ細やかな施業費の設定について伺います。

長野県には、多様な地形、地質における森林が存在します。これら森林の施業を実行するには、当然のごとく作業歩掛かりに適用したものであることが必要であります。標準歩掛かりとして、全国統一的な歩掛かりは、土地条件等から、補正を加味して、適切な歩掛かりによる施業費にして実行するよう配慮する必要があると思います。以上2点につきまして林務部長に伺います。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○建設部長（新田恭士君）ただいまリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通が南信州へもたらす効果に関するお尋ねをいただきました。

リニア中央新幹線と三遠南信自動車は、本県が目指す本州中央部広域交流圏を形成する高速道路網と新幹線を基軸とした高速交流ネットワークを構成するものであり、県境を越えた大きな流動を創出し、新たな広域観光ルートの創出、そして企業の進出など、本県のさらなる観光振興や産業発展に資する極めて重要な交通ネットワークと認識しております。

また、これらの開通はこの圏域に劇的な変化を起し、人流、物流の活性化はもちろん、ビジネス、企業誘致、観光交流の促進、農産物等の販路拡大、移住・定住の促進、地域の安全・安心の確保など幅広い整備効果を南信州地域にもたらす好機と考えております。

県としましては、この多様な効果を最大化し、魅力あふれる南信州のポテンシャルを引き出すよう、周辺の道路整備など重点的に行っていくほか、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道を生かしたまちづくりや、東京一極集中から多極分散型国家の先駆的なモデルとなる実証都市圏域の形成などについて市町村や関係者の皆様と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔林務部長須藤俊一君登壇〕

○林務部長（須藤俊一君）私には2点御質問を頂戴いたしました。

まず、信州の森林づくり事業の予算確保についてでございます。

例年、前年度からの繰越予算と当初予算で当年度の事業執行に対応しておりますが、令和5年度につきましては、事業実施量が例年より多く、繰越分が少なくなったため、令和6年度は1月補正予算も活用して対応したところでございます。

来年度は、近年の事業の執行状況に鑑みて当初予算を計上しておりますが、今後も継続的に国庫補助金の確保に努めるとともに、長野県森林づくり県民税等の財源も活用して、森林整備に必要な予算の確保に努めてまいります。あわせて、森林組合や林業事業体とのコミュニケーションをしっかりと行い、各事業体の執行状況を随時把握するなど適切な執行管理を行うとともに、機械化の推進など省力化についての支援や助言も行ってまいります。

次に、現場条件に応じたきめ細やかな標準単価の設定についてのお尋ねでございます。

造林補助事業は、小規模で膨大な件数の申請があり、個々の箇所の条件に応じた補正を申請、確認することは、申請者等にとって事務的な負担が大きいことから、全国一律の標準歩掛かりを用いて長野県の標準単価を設定しているところでございます。この標準歩掛かりは国が毎年行う作業工程調査により決定されておりますが、県としては、現場条件を反映した適切な歩掛かりとなるよう、林業事業体の協力を得て、引き続き国の作業工程調査に積極的に協力してまいります。

なお、これまで整備が進まなかった急傾斜地などの条件不利地においても整備を要する森林はあると考えており、県としても、そのような箇所に対する支援策を検討するため、現在作業工程の分析等の調査研究を行っているところでございます。

今後も現場の作業実態の把握に努めるとともに、森林整備を着実に進め、森林の多面的な機能の発揮を図ってまいります。

以上でございます。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）新たな中枢都市圏の設置につきましては、新田副知事予定者の力強い決意をありがとうございました。

先日、阿部知事にもリニアの進捗状況や三遠南信自動車道の青崩トンネルの状況等も視察していただいたところでございまして、引き続き知事の力強い事業に対する進捗の支援をよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、林務部長には引き続き林務行政の進展にさらに力強くお取り組みいただくことをお願

いしておきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

それでは、三つ目として社会保障関係に関して伺ひます。

医師偏在の是正について伺ひます。

医療提供体制の改革では、医師偏在是正に関し、新規施策が2024年度補正予算と2025年度当初予算に計上されました。この関係では、2024年12月に医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージが公表されました。このパッケージでは、都道府県が策定している医師確保計画の実効性確保、重点的に偏在是正策を展開する地域で働く医師への手当増額、診療所で外来に携わる医師が多い外来医師過多地域での新規開業者に対する要件強化、総合的な診療能力を学び直すためのリカレント教育を中堅以上の医師に実施といった内容が盛り込まれました。

こうした制度改革を実行するため、一部の施策では2025年の通常国会で法改正が予定されているほか、2024年度補正予算と2025年度当初予算案でも関係事業費が盛り込まれています。例えば、2024年度の補正予算では、医師が少ない地域での事業承継や開業支援に102億円が計上されたほか、中堅医師へのリカレント教育の推進にも約1億円が確保されています。

次に、訪問介護の支援について伺ひます。

訪問介護については、以前から慢性的な人材不足の状況であり、近年の物価上昇の影響を受けています。さらに、2024年度介護報酬改定で基本報酬が引き下げられたことで、特に中山間地域において経営悪化に拍車がかかっています。

人手不足が著しい訪問介護に関するてこ入れ策として、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業という仕組みが始まることになりました。具体的には、経験年数が短いヘルパーでも安心して従事してもらうため、研修体系の構築や同行支援などが想定されており、24年度補正予算で90億円が盛り込まれました。2025年度当初予算案でも、消費税収を充当しつつ、都道府県単位に設置されている地域医療介護総合確保基金のメニューの一つに位置づけられています。以上、医師偏在是正、訪問介護への支援に関して長野県での取組を健康福祉部長に伺ひます。

四つ目として、農業政策について伺ひます。

長野県は、リンゴ、ブドウ、桃、梨など多種多様な果実が生産され、特に、県の試験場で開発されたリンゴのシナノスイートやブドウのクイーンルージュなどの知名度は全国的であり、また、最新の令和5年度の果樹の生産額は、ついに全国で2位、1,000億円に達し、長野県の農業を牽引する品目となっております。

私の地元である南信州においても、古くから日本なしや小梅の栽培が盛んであり、果樹農業が地域産業の大きな柱の一つとなっております。中でも、特産品である市田柿については、その栽培の歴史は500年以上とも言われ、江戸時代後期、焼柿として親しまれてきた柿を干して

食べるとおいしいと広まり、1921年に焼柿から市田柿へと改称されたのが始まりと聞いております。そのもっちりとした柔らかい食感やきめ細かい粉が吹いた市田柿は、国内はもとより、柿を食する習慣がある台湾をはじめとする中華圏では、旧正月の春節には贈物として使用されており、海外での評判も高いと承知しております。

また、2006年に地域団体商標、2016年には地理的表示、G I 保護制度、いずれも県内で最初に登録したことで海外での認知度と市場の評価が高まり、台湾、香港、シンガポール、マレーシア、タイなど、年々出荷量が増加し、販売単価の増加にもつながっております。

一方で、近年、生産者の高齢化に伴い、零細農家を中心に生産の維持が困難な状況が見受けられ、面積、生産量の減少が懸念されているところです。また、加工に不可欠となる皮むき機などの設備の老朽化も課題であります。そこで、今後の県の市田柿の生産振興に関して農政部長に伺いたいと思います。

次に、南信州地域の梨栽培についてですが、昭和初期から養蚕からの転換が進み、生産者が一体となって「二十世紀」を中心に産地づくりに取り組み、かつてはリンゴと並んだ2大品目として南信州の果樹の柱となっております。また、南信農業試験場で育成された「南水」は、甘みが強く日持ちがよい特性から、南信州の梨の代名詞となっており、今なお市場から高い評価を受けております。

全国的には生産量が減少する一方で、根強い需要があることで販売価格が安定していることから、農業経営の柱となる梨栽培の維持拡大を目指して、南信州日本なし産地再生プロジェクトにより振興を行っております。プロジェクトの中で、省力樹形栽培の普及などに取り組んでおりますが、不整形で小さな梨園が多いため、作業の効率化が難しいとされております。これからも南信州地域が梨産地として維持発展していくためには、推奨している省力化栽培技術を実施するための基盤整備に関する支援が必要と考えます。以上2点につきまして農政部長の考えを伺います。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には2点お尋ねがございました。

初めに、国の医師偏在対策を踏まえた県の取組についてでございます。

国が昨年末に決定した医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージでは、都道府県において優先的かつ重点的に対策を進める重点医師偏在対策支援区域の設定や、医師確保計画の一部として、当該支援区域、支援対象医療機関、必要な医師数、取組などを定める医師偏在是正プランの策定などが新たな対策として盛り込まれました。

また、当該支援区域を対象に都道府県が行う経済的インセンティブとして、令和7年度からは診療所の承継・開業・定着支援、令和8年度からは派遣される医師等への手当増額の支援、

代替医師確保や勤務・生活環境改善の支援等の施策が示されたところでございます。

県では、今後、国から発出される通知やガイドラインを確認した上で、速やかに重点医師偏在対策支援区域の設定や支援対象医療機関の選定等を進めてまいります。また、その際には、地域の関係者の意見もお聞きしながら、地域の実情に即したより実効性を高める取組を検討し、本県の医師偏在の是正に努めてまいります。

次に、訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の取組内容と効果についてでございます。

訪問介護事業所の運営は、人材の不足感が高いなど厳しい状況にあることから、県では、処遇改善加算未取得事業所等への取得支援や訪問介護の魅力発信フォーラムの開催のほか、さきの臨時会でお認めいただいた燃料費等の価格高騰に対する支援にも取り組んでいるところでございます。

これらに加え、国の今年度補正予算を活用し、介護職員の処遇改善補助金や、議員御指摘の訪問介護等サービス提供体制確保支援事業を実施するため、本定例会で予算を計上し、入職間もないホームヘルパーへの同行経費に対する支援や専門家派遣による経営改善等を支援してまいります。これらの取組を通じて訪問介護事業所の人材確保や経営基盤の強化を図ることで、地域において必要な在宅介護サービスが安定して提供されるよう体制の確保を目指してまいります。

以上でございます。

〔農政部長小林茂樹君登壇〕

○農政部長（小林茂樹君）私には南信州地域における農業振興について2点御質問をいただきました。

まず、市田柿の生産振興についてのお尋ねです。

市田柿は、南信州地域はもちろんのこと、長野県を代表する農産加工品であります。県では、市町村やJA等の関係機関と連携し、園地継承と新たな担い手の確保、キュウリを組み合わせた複合経営による経営基盤の強化、加工施設の整備などの支援を行ってきたところでございます。また、関係機関と共に組織している市田柿ブランド推進協議会を中心に、GIや地域団体商標を活用し、品質とブランド力の向上を図るとともに、海外への販路拡大にも取り組んでいるところでございます。

今後もこれらの取組をさらに進めるとともに、衛生的で効率的な加工が行える皮むき機など設備の導入に向け、国の事業が最大限活用できるよう、導入計画の策定や加工作業の集約などを支援し、市田柿の生産振興に取り組んでまいります。

次に、梨産地の基盤整備への支援についてのお尋ねです。

本県の梨栽培は、老木化や担い手の高齢化などにより生産量が減少しており、需要に切れ

れていないのが現状です。県では、梨の主要産地である南信州地域において、JAや市町村等と連携して日本なし産地再生プロジェクトを立ち上げ、市場ニーズに応える新品種の導入や生産力の向上に取り組んでいるところでございます。

これに併せ、地域計画を踏まえつつ、樹体ジョイント仕立て栽培の導入、追従型の運搬車や自動草刈り機など、スマート農業機械の活用に向けた区画の拡大や園地の平たん化などの基盤整備を進め、産地力の向上を図ってまいります。

以上でございます。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）医師の偏在の是正、そして訪問介護の支援につきましては、特に中山間地域、医師の偏在で大変苦しんでいる地域にとっては喫緊の、そして大変重要な事項となっております。部長には引き続きお取組をいただきますようお願い申し上げます。

また、市田柿の振興につきましては、部長には大変力強い御回答をいただきありがとうございました。地域でも大変期待しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

また、梨につきましても、リンゴと並びまして、これからの南信州の観光振興で大変大きな期待があるわけでございますので、柿と並んで引き続きのお取組をお願い申し上げます。

果樹農家が栽培に専念し、高品質な果樹生産ができる環境を整えるためには、老朽化した果実の選果場の整備や選果の人手不足を改善し、少ない人数で安定した選果、出荷ができる選果場の整備を進めることが急務となっております。

また、南信州地域では、キュウリを中心とした野菜類やアスパラガス、花卉ではダリアなどの生産振興に、施設化の推進による生産力強化、安定生産が進められております。果樹をはじめとした園芸品目の振興は南信州地域の農業振興に極めて重要であることから、県としてしっかりとした産地の取組を後押ししていただきたいと思っております。

また、キノコ栽培、畜産に関しては、1月の臨時議会におきまして予算化されました。敬意を申し上げます。引き続きのお取組をお願い申し上げます。以上質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（続木幹夫君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時41分休憩

---

午後2時56分開議

○議長（山岸喜昭君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

林和明議員。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）改革信州の林和明です。県民の不安を解消することが政治の役割であるとの思いから、今回は二つのテーマに絞り、そんな県民の不安を代弁する思いで質問いたします。

最初に質問するのは、安心・安全な長野県づくりに対する取組についてです。

前回11月定例会では、トクリュウ犯罪、闇バイトに対する対策を質問して、県警には対策チームを組織するという答弁をいただき、昨今頻発していた強盗事件に対する県の姿勢、取組について県民の不安の思いを質問したところですが、その後、1月22日、長野駅前で男女3人が殺傷されるという大きな事件が起き、多くの方が往来する長野駅前で凄惨な事件が起きたことに、県民は驚き、大変な不安を感じました。改めて事件で犠牲となり亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、けがを負われた方の一日も早い回復を祈ります。

容疑者は生活保護を受給し、電気も止められた生活を送っていたことから、行政、政治が適切なセーフティーネットや保護を講じていればこういった事件を未然に防ぐことができたのかかもしれないと考えると、今後ますます県民生活を守るために格差社会が広がることのないよう、行政、政治の責任も重大であると感じます。

今回、逮捕へ至る過程に、容疑者が写り込んだ写真の公表もあったわけですが、あらゆる犯罪の抑止、効率的な捜査のためには、県として、また、各自治体、自治会、家庭単位での防犯カメラの設置を進めることがやむを得ない、必要な状況になっていると感じます。今回の質問では、そんな安心・安全な長野県のために、防犯カメラやライブカメラなど県の考え方について順次質問を行ってまいります。

ただし、防犯カメラの設置を進めるとなると、監視社会になってしまうと感じられることや、プライバシー保護の観点に十分に留意して進めることとなります。以前にも県議会の場においてこういった趣旨の質問があったことから、確認として質問を行います。防犯カメラの設置を進めるためにはプライバシー保護に留意する必要があると考えますが、ガイドライン策定の検討状況はいかがか。お聞きします。

続いてお聞きします。東京都では、相次ぐ強盗事件や治安維持のため、都民の不安に対する対策として、個人が設置する防犯カメラやカメラ付インターホンの設置について補助を行う助成制度を設けました。以前より防犯カメラやこういった機器類は価格が安価となり、スマートフォンでその映像が確認できる仕組みとして身近な機器になってきていると感じるわけですが、昨今の想定外の犯罪に対応するためには、自分の身は自分で守るという意識の高まりから、防犯用具が注目されています。強盗、空き巣を防ぐためには、確実に戸締まりすることはもちろん、センサーライトや防犯カメラが設置されていることが犯罪の抑止力になると言われていま

す。

ここでお聞きしますが、県として一般住宅への防犯カメラやカメラ付インターホンの設置などの防犯対策に対する支援を検討してはいかがでしょうか。以上2点を直江県民文化部長にお聞きします。

続いて、関連する質問としてお聞きします。

現在、長野県警として、長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業を進めてくださり、県内各自治体、自治会での防犯カメラ設置に対する補助に取り組んでいただいております。令和6年度予算では補助事業が予算に達したことから、今回の新年度予算にも拡充ということで盛り込んでいただき、さらに今後県内での犯罪抑止、治安維持に必要とされる事業になるのではと感じています。

ここでお聞きしますが、長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業の事業概要及び同事業の推進事業について鈴木警察本部長へ伺います。

次の質問に移ります。

昨今、カスタマーハラスメントという言葉が一般的になってきましたが、意味そのものは前からあったお客や窓口対応での不当要求ということになります。民間、行政にかかわらず、大声を出す、威嚇するなど、罪に問われる事態にエスカレートしかねない事案は珍しくありません。そういった事態から、行政職の皆様の名札の表記変更など、世相を反映しているわけですが、時には窓口で凶器を持ち出すことや、重大な事件が起きることがあり、行政職の皆様を守るため、多くの県民が訪れる公共施設での犯罪抑止策が求められるようになっているのではと感じます。

訪れる県民のプライバシー確保ということは、先ほどの質問でのガイドラインでも今後検討に盛り込んでもらいながら、多くの方が訪れる県有公共施設が、職員、県民にとって安全な場であるためにお聞きします。県庁や合同庁舎への防犯カメラの設置状況及び管理体制についてお聞きします。

そして、こういった公共施設には飲料の自動販売機があります。自動販売機の設置には、従来、業者を入札から選定していくという過程があるわけですが、昨今、自動販売機事業者のCSR活動の一環として、長野市や、上田・東御などの上小地区は、協定を締結し、設置自動販売機の売上げから公共施設へ防犯カメラの寄贈を行うといった取組が進められております。または自動販売機そのものに防犯カメラが内蔵され、その設置した公共施設の治安維持向上につながる例も見受けられます。

ここでお聞きしますが、県有地に設置する自動販売機へ防犯カメラの設置についても検討してみてはいかがでしょうか。以上2点を渡辺総務部長に伺います。

次の質問に移ります。

県有公共施設の安全性という観点で考えて、生徒が通う学校もその治安維持の重要性が求められると考えます。他県の事例ではありますが、学校に不審者が侵入し、生徒が死傷するなどの重大な犯罪が起きた事例もあることから、そういった事件を教訓に、学校、教育機関での犯罪抑止策は今後さらに必要になってくると考えます。

現場の教員の皆様は不審者対応に必ずしも慣れているわけではないということから、そういった防犯設備の充実が必要であると考えてお聞きしますが、生徒の安全確保を目的とした県立高校での防犯カメラの設置や不審者の侵入対策の状況について武田教育長に伺います。

続いての質問に移ります。

私は、山間部の積雪量や交通状況の確認などについて県が設置しているライブカメラで確認をすることがありますが、こちら、インターネット上での表示方法において、現代的にスマホ対応にする、見やすくするなど今後の対応が望まれるところではありますが、道路状況や河川の増水、災害対策として必要な情報であると感じています。また、道路を通行する車両の確認も行えることから、私は、広い意味では治安維持にもつながると考えており、今後のより広範な設置と充実を望むものであります。

ここでお聞きしますが、道路や河川のライブカメラについて設置の目的と状況を新田建設部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には防犯カメラの設置に関するガイドラインの策定及び一般家庭への防犯カメラ等の設置に関する支援についてお尋ねを頂戴しております。

防犯カメラにつきましては、犯罪を未然に防ぎ、安全・安心な暮らしを支える防犯インフラであり、人口減少・少子高齢化により地域における防犯活動の担い手が年々減少傾向にある中で、地域防犯力の維持向上や補完をする観点からも設置は有効であると考えております。

一方、プライバシー侵害の危惧から設置に踏み切れないといった意見もあることから、令和5年度に関係部局と共に防犯カメラの設置と住民のプライバシー保護との調和を図ることを目的とした防犯カメラガイドラインの策定に向けた検討に着手いたしました。この間、通り魔事件や中山間地における強盗事件など、県民の不安に直結する凶悪事件も発生し、改めて防犯の在り方が問われていることから、令和7年度に、有識者を交え、防犯カメラ設置運用の在り方を含め、安全・安心なまちづくりを進めるための指針を検討することとしたところでございます。

また、一般住宅への防犯カメラ等の設置に関する支援ですが、県では、これまで、警察本部が主体となりまして、市町村や自治会等が設置いたします公益性、公共性の高い空間への防犯

カメラの設置費用の一部を助成してまいりました。

一般住宅への防犯カメラ等の設置は、設置家屋だけでなく、周辺地域の犯罪防止にも一定の効果はあるものの、その効果や公益性は限定的であると考えられるほか、公共空間以外での設置はプライバシーへの配慮がより厳格に求められると考えております。こうしたことから、まずは安全・安心なまちづくりの在り方を検討する中でその必要性等を慎重に判断していくべきものと考えております。

以上でございます。

〔警察本部長鈴木達也君登壇〕

○警察本部長（鈴木達也君）長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業の事業概要及び同事業の推進状況について御質問をいただきました。

長野県警察街頭防犯カメラ設置促進事業は、地域の安全・安心を確保するための手段として平成29年度から実施しており、市町村、町内会、商店街組合等の自治組織が街頭防犯カメラを設置するに当たり、設置費用の一部を補助する事業であります。具体的な補助額としては、設置費用の合計額に対して、設置者が市町村の場合は3分の1、自治組織等の場合は2分の1としており、その上限は1団体につき25万円としているところです。本事業においては、本年度までに265台の街頭防犯カメラを設置し、103団体に補助金を交付しているところであります。

街頭防犯カメラは、犯罪抑止効果が非常に高く、県民の皆様からの設置要望も多いことから、これらのニーズに応えるべく、来年度も事業を継続予定であり、安全・安心な社会づくりの推進のため、国からの交付金、重点支援地方交付金を活用して予算額を倍増するなど、本事業を拡充して実施する予定であります。

引き続き、県民の要望に応じ、より多くの自治組織等が本事業を活用できるよう、必要な予算を確保して街頭防犯カメラの設置促進を図り、県民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいり所存であります。

〔総務部長渡辺高秀君登壇〕

○総務部長（渡辺高秀君）私には県庁、合同庁舎における防犯カメラの設置状況及び管理体制等についてのお尋ねでございます。

県庁舎及び合同庁舎の防犯カメラは、現在、4機関で計26台設置されており、いずれも、それぞれの機関において管理者を定め、データ等の取扱いを含め設置目的に従って適正に管理されているものと承知しております。

防犯カメラの設置は、犯罪の抑止効果や犯罪発生時の的確な対応を行うために有効と考えますが、御提案いただきました自動販売機につきましては、設置されている場所が多くの方が利用される場所でございます。このため、県における防犯カメラの設置等に関わる検討やプライ

バシーに配慮した適正な管理、自動販売機設置者の意向などを踏まえ、設置の在り方を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 県立高校における生徒の安全確保対策についてのお尋ねでございます。

県立高校の防犯カメラにつきましては、不審者侵入対策や、自転車、楽器等の盗難防止を目的として、令和7年2月現在、地域キャンパス校や分校等を含めた83校中45校において211台が設置され、管理者を定め、設置目的に従って管理をしているところでございます。

このほか、不審者侵入の対策につきましては、全校において夜間・休日における機械警備の実施、さすまたの配備、立て看板やセンサーライトの設置のほか、来校者に受付にて名札等の着用を依頼し来校者であることを明確にするなどの対応をしているところでございます。

引き続き、生徒の安全確保を第一に、学校への防犯カメラの設置を検討していくほか、必要に応じて、各校で策定している危機管理マニュアルの見直し、防犯避難訓練、防犯器具取扱研修等により不審者侵入防止体制を確立するよう取り組んでまいります。

〔建設部長新田恭士君登壇〕

○**建設部長（新田恭士君）** 私には道路や河川のライブカメラの設置の目的と状況に関するお尋ねでございます。

まず、道路情報カメラ、いわゆるライブカメラにつきましては、積雪や路面の状況、交通渋滞の有無などについて、道路管理者としての状況把握と道路利用者への情報提供を主な目的として設置しております。

道路カメラの設置状況につきましては、県が管理する道路38路線に合計116基を設置し、ホームページ上で公開しているところでございます。

次に、県が管理する一級河川においては、県民に身近な河川の水位情報をリアルタイムに提供し、洪水時の避難行動につなげることを目的として簡易型河川監視カメラを設置しております。

河川のカメラの設置状況に関しましては、令和2年度に策定した長野県流域治水推進計画に掲げた数値目標である令和7年度末までに100基増とする目標を達成し、現在、174河川、延べ296基を運用しているところでございます。引き続き県として適切な道路、河川の情報提供に努めてまいり所存でございます。

以上です。

〔3番林和明君登壇〕

○**3番（林和明君）** それぞれ御答弁をいただきました。

防犯カメラの関係は、犯罪抑止力のため、治安維持のためという思いで質問しましたが、そういった不安がない長野県を望むとともに、犯罪が凶悪化、そして巧妙化する現代では、捜査につながることから、先端機器の導入は効率的な県政運営を送る上で必要になってくると感じます。

具体的には、これまで人が街頭で調査を行っていた交通量調査や人の往来などが、カメラ映像をAIに学習させることで、より効率的な調査が行えるといった事例も出てきています。県には、AIの活用を含め、さらに一步先の設備投資、安心・安全な長野県づくりに対する進捗状況の確認を行っていただくようお願いし、一つ目の項目を終え、次の質問に移ります。

先日、我が会派改革信州の代表質問で高島県議が取り上げた上田長野地域水道事業広域化について質問を行います。

改革信州では、定期的に、県内各地で、県政対話集会として会派全員で県民の皆様と意見交換する場を設けておまして、多くの御意見を頂戴し、活動に生かしているわけですが、去る1月22日に上田市において開催したところ、上田長野地域水道事業広域化についても多くの声が寄せられました。これまで、関係自治体において広域化についての説明会が何度も開かれている状況ではありますが、地元住民の不安は拭えず、県議会の状況を聞きたい、県の見解を知りたい、そういった住民の声が多く寄せられました。

上田長野地域水道事業広域化では、管路の新設、二重化や既存管路の耐震化など、上田市から坂城町、千曲市、長野市にかけて多くの事業から総計1,000億円超を見込み、国の負担がその3分の1であることから、どうしても国の補助金スケジュールありきで拙速に進めているのではないかと感じてしまいます。説明どおり将来世代にわたって必要なインフラ整備のために広域化を進めるのであれば、市町村合併時のように慎重に議論を行い、進めるべきと感じます。

今回、地域から多く挙げられている疑問として、上田市から長野市まで延びる長大な管路の二重化に多額の費用が見込まれていることがあります。広域化の目的は、災害対策、また、今後見込まれる人口減少対策のため各種関連施設のダウンサイジングを行うという説明に逆行しているのではないかと感じます。

ここでお聞きしますが、災害対策を目的とするのであれば、多大な費用のかかる管路新設ではなく、水源の分散化によるダウンサイジングが効率化であるという意見もあるが、見解を伺います。

そして、管路を新設することによって、維持修繕など管理コストを将来世代に負担させることとなります。既存の管路の老朽化対策や耐震化に補助金を充てて、新規管路は最小限にすべきと考えるが、いかがか。伺います。

今回の広域化統合のメリットとして、技術職の職員の人的資源の最適化も挙げられています。

どれだけ多く予算計上したとしても、職員確保は、今後、人口減少社会の中でますます難しくなることは私も容易に想像できることから、広域化統合に対するメリットは私も理解するところではあります。

また、近年の物価高、金利の上昇による公共投資の当初見込みからの大幅な費用の上昇は近年の事業では避けられないことから、今回の管路新設による投資費用は、この先数十年、果たしてどこまで現在の予測が当てはまるのか、懐疑的に感じます。

ここでお聞きしますが、設備への投資は最小限とした上で、人的資源活用のため、組織統合を中心とした検討は行ったのか。また、起債していく上での金利や物価高に対してどこまで見通しを立てているか、伺います。

また、もう一つ、上田・長野地域の広範囲で渇水となって水不足となった場合の対応、また、上田・長野地域における協議団体以外の団体との将来的な統合の構想はあるのか、お聞きします。

先ほども申し上げたとおり、国の補助金を当て込んだスケジュールから地域のこういった多くの不安の声を受けましたが、スケジュールは、現在、令和7年7月以降と再設定されることになりました。ただ、いずれ結論は出さないとはいけません。

水道の末端供給は、本来自治体の責任において行うことはもちろんですが、長野県では全国でも珍しい末端供給まで行っていることから、やはりこの統合事業について県の立場、見解が重要になると考えてお聞きしますが、上田・長野地域において根強い慎重論があったことで統合のスケジュールがずれ込んだが、このことに対して県も一員である協議会の受け止めはいかがか。伺います。

そして、広域化統合に住民から不安の声が出ている原因の一つに、統合しても国の補助金が出るとはいえ、その補助金は3分の1であり、残りは関係自治体で負担が必要になり、現段階でもその負担割合が決まっていないことがあります。

また、この広域化統合は長野県に限った話ではなく、当然日本全国で同様の議論が進んでいます。そういった先行事例の中で、奈良県では、広域化統合の中で協議から脱退する自治体もあり、難航している状況です。ただ、奈良県の事例では、国だけではなく、県も財政支援を行い、広域化統合に向けて協議を進めています。

今回の水道広域化は、今後、人口減少社会の中で長野県全域に広がることも考えられることから、全県民にとって他人事ではないと思います。だからこそ、私は、県に、将来世代にわたってインフラである水の供給に県民への将来責任を果たすことを約束してほしいと要望し、最後にお聞きしますが、構成団体の財政負担の方法について、現在の検討状況はいかがか。また、先行する奈良県の事例のような企業団に対して出資を行う方法について検討してはいかがか。

か。以上六つを吉沢公営企業管理者にお聞きします。

〔公営企業管理者吉沢正君登壇〕

○公営企業管理者（吉沢正君） 上田長野地域水道事業広域化について6点御質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

まず、水源の分散化によるダウンサイジングについてです。

上田長野地域水道事業広域化に伴い、上田市から千曲市への送水管路の複線化を検討していますが、これは、災害時のバックアップ機能のほか、上田市の浄水場から県企業局の給水区域である塩田平地域に送水し、そこで発生する余裕分を下流域で活用することで老朽化した浄水場のダウンサイジングを図るという、地域全体の効率的な水運用や課題解決のための送水管との位置づけも有しています。

水需要の減少への対応としては、浄水場等を小規模・分散化してダウンサイジングを図る方法も考えられますが、この場合、適地に安定的な水源が存在することが条件となり、坂城地区などではそうした水源の確保が困難な状況です。

また、小規模・分散型の場合、施設数が多くならざるを得ませんが、人口減少局面では、職員体制などからも、施設数を減ずる方法が効率的と考え、現在の整備計画を検討しているところです。

次に、管路新設も含めた施設整備の考え方についてです。

管路新設による維持管理費に関しては、施設の統廃合も含めた水道施設全体の維持管理コストの中での検討が必要ですが、ただいま申し上げたとおり、人口減少下では人数を増やすことなく管理可能なシステムが重要であり、この点も踏まえて管路による送水が有効と判断しているところです。

広域化に伴う施設整備は、大規模災害時の復旧長期化リスクを低減させることも考慮し、単独経営では進捗を図ることが難しい送水幹線、浄水場及び配水池等、基幹施設の更新や耐震化を主要な事業として計画していますが、管路の耐震化についても、重要施設への耐震化状況などを踏まえた実施効果を考慮しながら、一部補助事業も活用してこれまでと同等程度のペースで取り組み、この基幹施設の優先整備後には、これを重点的にさらに進めることとしております。

3点目として、人的資源の活用の検討などについてです。

今回の施設整備計画は、上田・長野地域の水運用における課題への対処や、人口減少社会を想定した効率的な運用を踏まえた投資といった観点から検討しているものです。

こうした計画と並行して、現在検討中の基本計画素案においては、当面の間、構成団体からの派遣や身分移管により必要な職員数を確保した上で順次新規職員の採用を進めること、ある

いは、人員の適正配置の中でも、技術職員の確保や育成、技術継承を推進することなど、統合に当たっての人的資源の活用についての方向性を整理しており、今後、事業計画において具体の検討を行っていく予定です。

また、シミュレーションにおける経費の見通しに関しては、全ての費用について近年の物価上昇を反映した令和5年度時点に換算して算出し、新規起債の金利については借入条件により若干幅がありますが、シミュレーション実施時の平均的な率である1%を適用して試算しています。

4点目は、広範囲で水不足となった場合の対応や将来的な統合の構想についてです。

基本計画素案においては、安定的な給水と非常時の対応能力強化のため、主要な浄水場を連絡管へ接続し、バックアップ可能な水道システムを構築するとしています。

渇水が発生し、いずれかの浄水場で十分な送水ができなくなるなどの非常時においては、不足したエリアに他の浄水場から送水してカバーすることや、その補完として給水車を派遣するなどの対応が考えられますが、広域化することで広範囲での浄水場の連携や給水に係る人員、車両の確保が可能となり、緊急時の対応に備えることができるものと考えています。

また、将来的な統合構想に関してですが、県の水道ビジョンでは、上田・長野地域の一部の事業者の事業統合を先行して実施し、中核となる事業者を設立した上で、圏域内の他の事業者との連携を行うこととしており、今回の基本計画素案におきましても、近隣自治体との事務の共同化などの広域連携の検討に併せ、新たな統合等の希望があった場合には随時協議に応じることとしています。

5点目として、協議スケジュールの見直しに対する受け止めについてです。

先ほど山口議員にもお答えいたしました。先日開催された協議会において、上田市長から、市の上下水道審議会において様々な意見があり、現段階で結論を出すのが難しく、もう少し議論を深めていきたいとの意見を踏まえ、基本計画に関する合意時期の7月以降への見直しをお願いしたい旨の提案があり、他の構成員の方からは、広域化の取組に対する期待に添えていくことが大切でスケジュール感を持って早期の企業団設立を目指すことも必要といった意見が出されましたが、協議の結果、住民の皆様説明を行い、理解を得ていくことが大切とのことから、当面の予定の見直しについて合意がなされたところです。

こうした認識やスケジュール感を関係団体で共有しながら、当地域の水道事業をめぐる状況や事業統合の検討の必要性などについて協議の各段階で丁寧な説明に努め、御理解をいただきながら取組を進めていくこととしています。

最後に、財政負担の方法に係る検討状況等についてです。

基本計画素案では、財政運営に関して、企業団は各事業体の資産及び負債を引き継ぎ、統合

時点で構成団体の留保資金や起債残高を平均化するための一般会計からの補填は行わない。また、国庫補助金を受けて施設整備事業を実施する場合の財源措置として一般会計出資金の負担方法をルール化するなどの規定を設けています。

議員御質問の事例は、企業団が国庫補助金を受けて施設整備を行う場合、市町村の一般会計出資総額を県が代わって負担するもので、これは、用水供給事業者であります奈良県が県下水道の一体化を進める中で独自に設けた制度であり、一部地域の末端給水を県企業局が担っている当地域とは状況が異なるものですが、企業団が実施する施設整備に対する財政負担のありようについては今後検討協議すべき重要事項であると考えています。

以上でございます。

〔3番林和明君登壇〕

○3番（林和明君）それぞれ御答弁をいただきました。

水道統合広域化事業は、先ほど申し上げたように、市町村合併に相当するほどの大きな決断になると私は思います。県は、これからも、各自治体の協議に関し、また、その企業団の運営に関しても積極的に関わっていただくことを要望して、私の全ての質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）次に、丸山寿子議員。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）皆様、こんにちは。丸山寿子と申します。一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

消防、防災、減災について、初めに、避難所運営の改善について伺います。

避難所生活の質の改善を進める上で、スフィア基準は不可欠と考えますが、県内市町村のスフィア基準に対する取組実態及び備蓄などの対応状況はどのようになっているのか、お伺いします。

スフィア基準は、被災者の権利と支援活動の最低基準を定めたもので、数値的基準ではなく理念に基づく達成基準であります。日本の避難所を変えるヒントがたくさん示されているのであります。

あわせて、女性の視点を取り入れて避難所の設置・運営を行うことも重要で、女性のリーダーが望まれています。避難所全般、さらに防災・減災施策を論ずる県・市町村の防災会議などへの女性の視点の導入に向けた取組について前沢危機管理部長に伺います。

次に、消防防災活動の推進について伺います。

最初に、フェーズフリーな防災活動について。

私の住む塩尻市の例であります。一つ目には、地元の小学校の校庭での地区運動会に防災

を取り入れた障害物競争やバケツリレーなどで競う防災運動会が行われました。また、二つ目ですが、別の地区において、ため池跡地を公園に転換するセレモニーの機会に、参加の地域住民の放水ポンプつなぎや子供たちの土のうづくりなどを実施し、いずれも大好評でした。

こうしたいつもの学びやイベントにフェーズフリーの観点から防災を取り入れることで、年齢や性別を問わず参加でき、事前防災の観点からも有効と考えますが、市町村への普及、浸透を含めて御所見を伺います。

次に、女性消防団員の状況について伺います。

防災の要となる消防団の多くは、現在、団員確保が課題となっています。昨年の塩尻市出初め式での来賓挨拶で女性消防団員について取り上げさせていただきましたが、本年は2名が女性消防団員について取り上げての挨拶でした。

また、県消防協会でも女性消防団員活性化会議を設け、女性消防団員が活動しやすい環境づくりをしていると聞きますが、県として、今後、女性消防団員に期待することは何か。あわせて、県内の消防団員の登録数に対し、女性消防団員数について過去10年の推移も併せてお聞かせください。以上、前沢危機管理部長に伺います。

次に進みます。在宅介護の体制等について。

最初に、在宅介護サービスの提供体制の維持について伺います。在宅介護サービスの根幹となる訪問介護サービスについて、県内には中山間地域の小規模事業所も多く、サービス付高齢者住宅への効率的なサービス提供とは異なり、慢性的な介護人材の不足感など、困難を抱えながら運営している状況があります。

そのような中で、令和6年度介護報酬改定では、基本報酬が減額され、先月発表された東京商工リサーチの調査によれば、2024年の介護事業者の倒産件数は過去最多となっています。

県内における訪問介護事業者の廃止の状況や訪問介護サービスの現状をどのように捉え、在宅サービスの提供体制の維持のため、県としてどのように支援していくか、笹渕健康福祉部長に伺います。

次に、認知症施策推進基本計画に基づく新しい認知症観の普及について伺います。

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、国では令和6年1月1日に認知症基本法が施行され、それを受け、令和6年12月3日に閣議決定された認知症施策推進基本計画では、認知症の本人の声を尊重し、新しい認知症観に基づき施策を推進することとされています。

県では、令和6年度からの第9期長野県高齢者プランに抱合して認知症施策推進計画を策定しているところですが、国の基本計画の策定等を受け、新しい認知症観の理解促進に向けてどのように取り組んでいくのか、笹渕健康福祉部長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔危機管理監兼危機管理部長前沢直隆君登壇〕

○危機管理監兼危機管理部長（前沢直隆君）私には消防、防災、減災に関して四つほど御質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まずは県内におけるスフィア基準への対応状況でございますけれども、県内市町村のスフィア基準への取組状況は、昨年度、国の避難所の生活環境の向上に向けた実態調査がございましたが、これによりますと、例えば、トイレは20人につき最低一つ設置を目指しているところがございますが、これに対して、発災当初は約41～60人当たりにつき1基というふうに回答したところがまだ28.6%あるという状況や、1人当たりスペースは最低3.5平米確保しようというところ、一般避難所の1人当たり面積を定めているところがまだ59.7%であるというようなことでございます。

実は、市町村の皆さんが避難所の運営をする際に参考としていただくために県が策定した避難所運営マニュアル策定指針というものがあるわけですが、この中にも、スフィア基準、スフィアハンドブックというものがあるわけです。それは、避難所の質の向上を図る上で非常に参考とすべき国際基準であるという記載はあるわけですが、今申し上げたように、達成状況はまだまだ道半ばという状況だというふうに思っております。実は、県でも、市町村の皆さんを対象にした実践型の避難所運営の訓練を始めておりまして、例えば、こういうチェックリストごとにちゃんとつくっていきましょうというふうなことも手を取り合ってやっておりますので、時間はかかるかもしれませんが、県内にスフィア基準が浸透、定着するように今後も引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、女性視点での避難運営・設置でございますけれども、県では、地域防災計画において、女性や子供等への配慮に努めるよう定めておるほか、今申し上げた策定指針でも、具体的な事例、例えばですけども、避難所を運営する組織に女性を3割以上入れることを推奨するといった事例を示しまして、市町村にも実践を呼びかけているところでございます。

また、防災会議の女性委員は、県は81名中16名ということで19.8%、それから、市町村全体では9.2%ということで、まだまだ低い状況でございます。今後、各機関に対してこれまで以上に積極的に女性委員の推薦を依頼するほか、県でも指名可能な場合には女性の方をお願いするということで、女性比率の改善に努めてまいりたいというふうに思っております。同時に、こうした取組を市町村に促すだけでなく、避難所の設営や被災者支援の訓練、研修の機会を捉えて、こういう防災会議だけではないと思っておりますので、能登や熊本で実際に災害現場で経験を積まれたNPOの方などを呼んで知識や経験を市町村に伝えていただくというようなこともしながら、できるだけ取組が進むようにしていきたいというふうに思っております。

それから、フェーズフリーの考え方でございます。

平時と災害時のどちらにも役立つように物事を考えるというフェーズフリーは、とかく平時と異なる特別なものと認識されがちな防災を身近なものとして捉えて、誰もが気軽に参加、実践することができる有効な手段だというふうに考えております。今議員から御紹介いただいた塩尻市の事例は非常にすばらしい事例だなというふうに思っておりますので、そういったことも横展開していきたいと思っております。

実際に市町村の方の御相談に乗ることがよくありますけれども、防災訓練もちょっとマンネリ化してきたとか、防災意識の向上の手詰まり感ということで悩む声も多く聞いておりますので、そういった事例も紹介しながら進めていきたいというふうに思っております。

最後に、女性消防団員の話でございますが、県内の令和6年4月1日現在の女性消防団員数は、全国第5位の1,017名ということで、消防団全体の3.5%となっております。10年前より84名の増でございますが、全体に占める割合も10年前の2.6%から年々増加しているところでございます。

県では、県消防協会と共に、長野県の女性消防団員の相互のつながりと情報共有を目的とした長野県女性消防団員活性化会議や長野県女性消防団員活性化大会を設置、開催しているところでございまして、このうち、特に長野県女性消防団員活性化大会は、県下女性消防団員が一堂に会して、消防団長さんにも来ていただくので、その場で研修、討論、情報交換を行うことができ、女性消防団員の声を直接消防団の幹部の方に届けるよい場となっているというふうに考えているところでございます。

女性に期待することでございますが、消火活動だけでなく、例えば独り暮らしの高齢者宅の防火訪問や住民に対する防災教育など、ソフト面で女性に期待するところが非常に大きいと聞いておりますので、今後もそういったところは進めていきたいというふうに思っておりますし、災害が激甚化、頻発化している中で、女性消防団員をはじめとする消防団が地域のニーズに応える活動を行いやすくなるように、県としても、好事例の収集や市町村への情報提供を通じて、女性消防団員が活躍しやすい環境づくりに引き続き努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には2点お尋ねがございました。

初めに、訪問介護サービスの現状認識と県の支援についてでございます。

県内の訪問介護事業所の指定状況については、令和7年1月1日現在で518件であり、6年4月1日現在の514件から廃止が9件、開設が13件で、差引き4件の増となっております。

県では、訪問介護基本報酬の引下げを受け、事業所運営の実態について調査を行い、都市部

に多い高齢者住宅等にサービス提供をしている事業所に比べ、中山間地域では効率的なサービス提供が困難である現状などを把握した上で、国に対して地域の実情を考慮した介護報酬となるよう要望したところでございます。

加えて、現在集計中の介護報酬改定前後の影響調査においては、今年度、新たな処遇改善加算等が創設されたものの、約半数の事業所で収入が減少するなど、厳しい運営状況を認識したところでございます。

県としましては、訪問介護は極めて重要な在宅サービスと認識しており、事業所が安定した運営を行えるよう、12月に魅力発信フォーラムを開催したほか、さきの臨時会でお認めいただいた燃料費等の価格高騰支援金の速やかな支給に努めてまいります。

加えて、本定例会において、介護職員の処遇改善補助金や訪問介護サービスの提供体制の確保に向けた支援など、補正予算を計上しているところであり、これらの支援策を通じてサービス提供体制の維持に取り組んでまいります。

次に、新しい認知症観等の理解促進に向けた取組についてでございます。

国の認知症施策推進基本計画では、誰もが認知症になり得ることを前提に、認知症になっても希望を持って暮らすことができる新しい認知症観が掲げられ、県民の皆様に認知症の正しい知識と認知症の方に関する正しい理解を普及していくことがより重要になると認識しております。

県では、長野県認知症施策推進計画に基づいて、今年度は、認知症の方にも登壇いただいた信州認知症フォーラムの開催や、認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色での国宝松本城のライトアップ、県庁「ながのオレンジリングドレスアップ」などの取組を重点的に行ったところでございます。

これに加えて、さきの臨時会でお認めいただいた新しい認知症観の普及を図る事業として、認知症の方やその御家族、地域の支援者等が参加する意見交換会や、認知症月間におけるイベントなどを当事者の御意見もお聞きしながら開催することで、広く県民の皆様に認知症への理解が浸透し、認知症の方々が希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて一層取り組んでまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれお答えをいただきました。

避難所運営についてですが、災害のたびに、100年前の関東大震災とあまり変わらないような避難所の状況として写真等が報道されるのを見るのは本当に歯がゆく、日本が国際基準を視野に入れた人道的な水準に一日も早くなるように、これからも全国的に努力が必要であります。

災害関連死を防ぎ、被災された方が心身を回復し、少しでも明るい気持ちで前に進むことができることを心から希望します。

介護についてですが、昨年12月に県と県社協主催で長野県の訪問介護を考えるフォーラムに参加しました。基調講演からも、地域包括ケアシステムの理念だけ掲げても絵に描いた餅で、実現のために必要なマンパワー及び財源の確保が必要だが、2024年の介護報酬の改定において訪問介護の報酬が引き下げられたことにより、ヘルパー消滅の危機の説明を受け、その大変さを改めて再認識いたしました。介護人材への報酬の低さと介護労働に対する長年の軽視によるものであります。介護人材の不足、利用者の負担増、財源の改善のために、県として今後も国に強く働きかけていただきたいと思います。

次に、認知症基本法における新しい認知症観は、認知症の当事者の気持ちも取り込みながら、自治体の取組が進むのを期待したいところですが、介護保険サービスの逆行が起こらないように県としても働きかけていただきたいと思います。

また、介護保険制度の内容が身体介護からスタートしましたが、後期高齢者が急増するに当たり要介護者が増えることへの対応として、特に介護の初期の段階での生活支援にもっと力を入れて、まずは支え、介護保険制度の継続につなげる必要があるという提案がありました。介護関係の従事者からも同様に指摘される点であります。県としてこの点も国に働きかけていただきたいと思います。

それでは、次に進みます。若者のライフデザイン支援事業と子育て支援について。

若者のライフデザイン支援について、現在、高等学校の家庭科のライフプランニング授業においては、様々なライフイベントの中で、「二人で共に生きる」として、結婚、子育て、高齢社会を生きる、また、介護等の説明も入り、生涯の生活設計について考える内容となっておりますが、高校を卒業した後、大学に入学した頃や企業に就職した間もない時期のうちに、自分が今後どう生きていくのか、結婚や家庭、子育て等を含め自分の人生をどう描いていくのかを引き続き考えていくことが大変重要と思います。

現在、日本を含むアジア圏の国においては、結婚してから出産・子育ての傾向が強いことから、まずはそれを加味しながら、若者がライフデザインを学ぶことによって、男女共に自分自身を主体的な存在として高齢者となるまでの人生設計を考えられるようになることが大切です。

そこで伺いますが、新年度の当初予算案に計上されている若者のライフデザイン支援事業の目的と、現在予定している事業の内容は何か。また、近年注目されているジェンダーの視点も配慮されているのかについても併せてこども若者局長に伺います。

次に、育児支援について、産後鬱への対応についてお聞きします。

近年、パパ育休の取得の伸びや、日常的に男性も育児に積極的に関わってきている状況の中

で、乳児や小さな子供の世話をすることに対して、プレッシャーやストレスなどにより、女性だけでなく男性も産後鬱になるケースがあると聞きますが、その状況はどうか。

また、県では、令和7年度当初予算に妊産婦メンタルヘルス支援体制ネットワークの構築に係る予算を計上していますが、どのような取組を進め、県として支援していくのかについて笹渕健康福祉部長に伺います。

次に、高齢者向けのライフデザイン講座の取組について。

人生100年時代と言われますが、高齢者にとっても、それまでの人生を振り返り、どんな高齢期を過ごしていくのかを考えるのは、充実した老後の日々を送るために必要であります。

現在、シニア向けにセミナーを開催している長野県シニア大学は県内10地区に学部を置いています。その中で、松本学部では、人生百年に向けて考えようといった計画が盛り込まれていますが、具体的な講座の内容について笹渕健康福祉部長に伺います。

80代以上の長寿期高齢者の生活を聞き取る作業をしてまとめた本が出版され、手にしましたが、人生100年時代と言われる現在、その中で、独り暮らしは心配されますが、二人暮らしは根拠のない安心感を持たれやすく、何とかやっていこうと思われがちで、実際には困難に満ちているとの指摘に驚きました。これからの高齢者にとっても、ジェンダーの視点を学ぶことが必要と思われれます。

次に、男女共同参画センターの取組について伺います。

固定的性別役割分担意識を変え、ジェンダーギャップを解消していくため、その拠点としてセンターの役割は重要であります。県内で幅広く市町村と連携して取り組むセンターの存在は大変重要であります。センターでの取組について伺います。

また、男女共同参画センターでは、女性相談、男性相談を実施していますが、相談の状況と今後の取組について、以上、直江県民文化部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長高橋寿明君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（高橋寿明君）私には若者のライフデザイン支援事業の目的と事業内容について御質問いただきました。

若者自らがどう生きたいかを考える機会が少ないことで希望する選択肢を諦めることにつながらないように、ライフデザインセミナーを強化し、若者が結婚や家庭、子育て等を含め人生をどう描いていくかを主体的に考える機会を積極的に提供していきたいと考えております。

これまで、県では、大学生や若手社会人向けのセミナーを実施してまいりましたが、内容が仕事と家庭の両立や今後のライフイベントに必要な資産形成等に偏っており、開催回数も年数回程度にとどまっていたことから、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、新年度当初予算案では事業を大幅に拡充することといたしました。

具体的には、プレコンセプションケアの視点をはじめ、自分の人生を可視化し、結婚生活や子供を持つことも含め、性別に関係なく自らの生き方を具体的に設計できるように内容を充実するとともに、大学や企業等への直接訪問を強化し、大学、短大、専門学校の学生、企業・団体等の若手社会人を対象に、開催回数を60回程度と大きく増加させる予定です。さらに、乳幼児と接する機会が少なくなっている若い世代の参加者が乳幼児と触れ合う体験ができるような場面も一部のセミナーで設けてまいりたいと考えております。

こうした県主催セミナーの充実に加えまして、結婚、出産、子育て応援サイト「チアフルながの」にライフデザインのページを新設し、様々なロールモデルの紹介など情報発信も強化して、若い世代の皆様が、それぞれの価値観に基づき、自らの生き方を選択できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔健康福祉部長笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君）私には3点お尋ねがございました。

初めに、男性の産後鬱の状況についてでございます。

いわゆる男性の産後鬱の発症率につきましては、国立成育医療研究センターの研究によると、女性と同程度の約10%程度で、特に産後3～6か月の間に発症することが多いと報告されております。また、パートナーが産後鬱になると男性も同様に鬱症状になりやすいとも言われており、男女とも早期に適切な治療や支援につなげることで早期回復に重要とされております。

次に、妊産婦メンタルヘルスに対する県の支援策についてでございます。

妊産婦のメンタルヘルス支援につきましては、妊娠初期から産後までの健康診査や市町村等の相談支援により、メンタルヘルス不調を早期に発見し、専門相談や精神科医療等につなげるのが重要でございます。

県では、新年度から産婦人科や精神科医療機関、市町村等の関係機関との連携により、妊産婦が必要な支援を受けられる体制づくりを進めます。

具体的には、精神科医療機関のコーディネーターを中心に、情報共有ツールや診療医療機関リストの作成など、関係機関が連携するための土台づくりに着手するとともに、看護職と専門職の資質向上に向けた研修や症例検討、助産所や産後ケア事業所などの支援関係機関への専門職派遣等を行う予定です。

このような取組を通じて、産後鬱等の精神不調に悩まれている方が専門的な相談機関へ確実につながり、適切な医療機関で早期に治療を受けられる体制を構築してまいります。

最後に、長野県シニア大学の講座内容についてでございます。

長野県シニア大学は、多様な生き方や価値観を大切にしながら、新たな知識の習得と仲間づ

くりを目指すとともに、社会参加のきっかけをつかんでいただくことを目的として、長野県長寿社会開発センターが運営しており、県もその取組を支援しております。

松本学部の学習計画にある「人生百年に向けて考えよう」という講座は、自分を見つめ、磨き、高めるための教養講座の一環として開催されているもので、シニアが将来のライフデザインを考える授業です。具体的には、講師にサポートしてもらいながらこれまでの人生の振り返りを行い、家庭や趣味、学習、社会参加などの項目ごとに自分を分析して、これからの人生を豊かにするためにはどうすればよいかを考える内容となっております。

県としても、引き続きシニア大学の運営支援を通してシニアの多様な活躍の推進を図ってまいります。

以上でございます。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君）私には男女共同参画センターについて御質問を頂戴いたしました。

まず、取組についてでございますけれども、男女共同参画社会づくりの総合的な拠点でございます男女共同参画センターでは、オンラインによるどこでも受講可能な研修による普及啓発、市町村職員の人材育成、相談対応、県民の皆様が利用できる図書室での関連書籍収集などに取り組んでおります。

このうち、普及啓発といたしましては、今年度、ジェンダー平等をテーマとしたセミナーを3回開催いたしまして197名に御参加いただくとともに、高校等7校を訪問してデートDV防止啓発セミナーを開催し、939名の方に参加いただきました。また、アンコンシャスバイアス等をテーマに市町村との共催による講座を3回開催し、125名の方に参加いただいたほか、市町村の女性相談員を対象とした研修会や出前講座も実施いたしました。

来年度も、こうした講座等に加え、災害時の避難所における男女共同参画の視点を取り入れたトイレ整備や家庭内でのハラスメント防止など、県民の皆様の関心や社会の変化に応じた普及啓発に取り組むことで、ジェンダーギャップの解消を図り、寛容な社会づくりを進めてまいります。

次に、センターにおけます相談の状況と今後の取組についてでございます。

センターでは、女性相談員が女性の皆様からのDV、人間関係、体、職場の問題など様々な悩みに関する相談に対応しております。令和5年度には年間約1,500件の相談実績がございます。

加えて、毎月2回、女性弁護士による法律相談及び女性カウンセラーによるカウンセリングを実施しておりまして、令和5年度は、法律相談47件、カウンセリング53件に対応してまいりました。また、内容がより専門的な分野に及ぶものにつきましては、一旦センターで相談をお

受けした上で、例えばDV関係ですと長野県児童虐待・DV24時間ホットラインに、労働関係につきましては労働基準監督署につないでおります。

また、男性のための相談は、家庭、人間関係、生き方などの悩みに男性の相談員が週1回対応しております。令和5年度は約100件の相談に対応していることから、悩みや生きづらさを抱えている男性は少なくないものと考えられまして、県のホームページ、市町村等の関係機関を通じて幅広く周知してまいります。

いずれの相談におきましても、相談者からは、気持ちが楽になった、心の整理ができたといった声もお聞きしておりまして、引き続き、性別にとらわれず、様々な悩みを抱える相談者に寄り添った対応を行い、生きづらさの解消を図る取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔11番丸山寿子君登壇〕

○11番（丸山寿子君）それぞれ御答弁をいただきました。

少子化の解消が叫ばれる中、統計によれば、夫婦で働いている家庭のほうが子供の数が多いこと、また、現在の賃金体系の中で、若い人たちは夫婦で働かないと子育てをしながらの生活が厳しいとの現状をよく耳にします。

女性が働き続けるには、男性の育児休暇の取得と家事負担が鍵ではありますが、現状では、取得者はアップしているものの、日数が少なく、それが今後の課題であります。男女共同参画の視点も生かしながら、無意識の偏見、アンコンシャスバイアスについても十分周知され、より住みやすい、心豊かに暮らせる長野県であることを願い、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山岸喜昭君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次会は、来る2月25日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時4分延会